

令和4年9月1日（木曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和4年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君
選挙管理委員会事務局長	中條宣之君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美
主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 9 月 1 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9 月 1 日から 9 月 1 5 日まで 1 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 常任委員会の所管事務調査報告について

〃 第 5 議案第 3 9 号 松島町過疎地域持続的発展計画について (提案説明)

〃 第 6 議案第 4 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 7 議案第 4 1 号 松島町町税条例等の一部改正について (提案説明)

〃 第 8 議案第 4 2 号 令和 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) (提案説明)

〃 第 9 議案第 4 3 号 令和 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 4 4 号 令和 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (提案説明)

〃 第 1 1 議案第 4 5 号 令和 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 4 6 号 令和 4 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 4 7 号 令和 4 年度松島町松地区外区有財産特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明)

〃 第 1 4 議案第 4 8 号 令和 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (提案説明)

- 〃 第15 議案第 49号 令和3年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第16 議案第 50号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第17 議案第 51号 令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第18 議案第 52号 令和3年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第19 議案第 53号 令和3年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第20 議案第 54号 令和3年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第21 議案第 55号 令和3年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第22 議案第 56号 令和3年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第23 議案第 57号 令和3年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）
- 〃 第24 報告第 7号 令和3年度松島町健全化判断比率について
- 〃 第25 報告第 8号 令和3年度松島町資金不足率について
- 〃 第26 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回松島町議会定例会を開催します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番赤間幸夫議員、8番高橋幸彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月1日より9月15日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） おはようございます。

本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

本日提案いたします議案は、計画の策定が1件、条例の一部改正が2件、令和4年度補正予算が7件、令和3年度決算認定が9件、報告事項が2件でございます。後ほど、提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し

上げます。

それでは、お手元に配付しております令和4年6月9日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月9日に第2回松島町議会定例会を招集し、13日までの会期において、令和4年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月20日からは、各行政区からの要望や地域の実情を把握し町政への参考とするため、行政区役員懇談会を開催し、各行政区役員と意見交換を行いました。

6月29日には第1回都市計画審議会を開催し、初原地区で進めている新たな土地利用計画に基づく市街化区域編入に向けた審議を行いました。

7月13日には、議会全員協議会を開催し、初原地区土地利用計画に関する報告と、松島町過疎地域持続的発展計画（素案等）について協議させていただき、議員の皆様よりご意見をいただきました。

7月27日には、西銘復興大臣が来町され、東日本大震災からの復興状況の視察のほか、7月15、16日の大雨災害に伴う被災状況について説明いたしました。

8月1日には、塩釜地区2市3町と県との意見交換会を開催し、県及び各市・町の令和4年度主要施策の取組状況について意見交換を行いました。

8月8日には第3回松島町議会臨時会を招集し、大雨災害復旧等に関する令和4年度松島町一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

8月23日には、第2回都市計画審議会を開催し、初原地区における土地利用計画の現在の状況について、報告と審議を行いました。

8月24日には、今年で6回目となる松島こども英語ガイドの修了式が開催されました。小学5年生から中学生までの松島の子供たち15人が参加し、ALT指導のもと、昨年大変好評だった英語での観光案内動画の作成に今年も取り組み、世界へ向けた松島の魅力発信にチャレンジしました。

8月26日には、松島交通社会実験協議会を開催し、実施時期や実施内容について協議を行いました。

次に要望等でございますが、8月5日には、宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、7月15、16日の大雨災害に係る要望書を提出し、激甚災害の指定や県管理河川及び道路に関する対策等について要望を行いました。

8月18日には秋葉復興大臣に対し、東日本大震災からの復旧復興事業への財源措置の充実等について要請書の提出を行いました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長の行政報告が終わりました。

議長の諸報告はお手元に配付しております。概要を申し上げます。

1の出納検査・監査については、記載の日程で、例月現金出納検査が行われました。監査委員お二人につきましては、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

4の行政視察については、7月25日宮城県議会会派6名が来町され、7月の大雨の被災状況を視察されました。対応に当たられました執行部の皆様方、この場を借りて感謝申し上げます。

5の会議等については、6月9日令和4年第2回松島町議会定例会から、2ページ目の8月29日仙石線整備促進期成同盟会総会まで各種の会議等が、行事が行われました。会議等要件は記載のとおりになっております。

6の議会だより発行は、8月1日にまつしま議会だより第151号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

7の委員会調査、8の議員派遣については、記載のとおりそれぞれ実施されました。詳細は後ほどご覧ください。

議長の諸報告は以上のとおりでございます。

次に、一部事務組合議会等の組合議会から報告書の提出がありました。

令和4年6月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会となります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

提出があった総務経済常任委員会から報告を求めます。櫻井 靖委員長。

3番（櫻井 靖君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

報告書を読み上げます。よろしくお願いたします。

1. 調査事件。

太陽光発電施設の現状把握と課題について。

2. 調査期日・場所。

令和4年1月28日（金曜日）302会議室ほか、記載のとおりです。

3. 出席委員。

菅野隆二副委員長ほか記載のとおりです。

4. 調査の概要。

昨今の世界情勢によるエネルギー不足が懸念される中、国の施策としてカーボンニュートラルが推奨され、様々な自然エネルギー発電施設の建設が進められており、本町でも近年数多くの太陽光発電施設が設置されている。

太陽光発電施設の設置は、休耕田等の有効利用を図るものである一方、景観、風水害や地震などの災害、住環境への影響を考慮しなければならない。

太陽光発電施設の設置がもたらす様々な影響を勘案し、先進地事例の研修を踏まえ、本町の行政施策との比較を行い、課題解決の一助に委員会としての意見をまとめ、町当局に提言することとした。

5. 調査の内容。

(1) 松島町の太陽光発電施設設置状況。

本町における太陽光発電施設は、特別名勝松島の保護区域内であれば、文化庁の協議を経て、経産省に発電施設の設置の届出を提出し許可が下りてから、町の景観条例に基づき設置される。

開発行為に基づいての事業計画は、全て宮城県の基準に合わせて許可を受け確認しており、埋立ての土砂についても全て町と県とでチェックを行って事業を進めている。また乱立する太陽光パネル設置については、現在、特別名勝松島の文化財保護区分の見直し、申請事務の見直しを進めており、特別名勝松島特別保護地区と第1種保護地区については、設置不可となるよう国と県で上位法の見直しを行っている。さらに第2種保護地区まで規制対象となるよう町として要望している。

町全域を規制する区域対象とするのかなど先進自治体の例も見ながら検討を進めている。

農地への太陽光発電施設の設置については、土地の所有者から農業委員会に設置許可申請書を提出してもらい、農業委員会で意見決定されたものについては、許可権者である宮城県に進達する。宮城県で一般的な基準を満たしていると判断されれば許可され、宮城県から農業

委員会を通して申請者に通知が届く流れとなっている。

町景観計画に基づく太陽光発電施設の事前協議及び行為届出の申請状況は、令和4年7月末現在で30件である。

(2) 先進自治体の取組。

日光市における太陽光発電施設の設置状況と地域環境との調和について。（栃木県日光市）

日光市では、平成28年12月議会の一般質問において、市内の至るところで設置される太陽光発電設備に対して、住民から生活環境の悪化、土砂災害等への危険性や、分譲地内で周辺住民に説明なく太陽光パネルの設置工事が始まることへの住民不安が取り沙汰されていることから、不安やトラブルを未然に防ぐ市独自の対応を求められたことが契機となり条例の制定に至った。

10キロワット以上の太陽光発電設備で、条例施行日以前にFIT法の認可を受けた設備以外の全ての設備を対象としている。

保全地区を設定し、保全地区内は許可制、保全地区外は届出制とし、市内の太陽光発電整備の設置の状況を把握している。

保全地区外の届出は、設置事業の着手前までに近隣住民等への周知を図り、理解を得るよう努めなければならない。

保全地区内における許可申請には、事業者が市と事前協議を行い、住民説明会を開催し、近隣住民等は事業に意見を申し出ることができ、事業者は住民と協議しなければならない。

また審議会に諮問し、その意見を聞かなければならない。近隣住民等は事業に意見を申し出ることができ、事業者は協議しなければならない。

安中市における太陽光発電施設の設置に関する条例について。（群馬県安中市）

安中市では、地域住民等から、特に急傾斜地等の自然災害の危険性が高い地域での開発行為に対して、不安の声が上がっていた。このような問題への対応を図るため、抑制地域、注視区域、その他区域と、段階的に区域を分け、無秩序な太陽光発電設備の抑制を図り、市民の良好な生活環境を保全し、安全かつ安心な生活を確保することを目的とし、条例の制定に至った。

①同意制の採用。

事業計画を提出させ、10名で構成する「安中市太陽光発電設備設置審査会」で審査し、審査で出された意見・指導を基に設置者に回答を求め、出された回答を再び審査会で審査を行い、意見・指導が出なくなるまで繰り返した後同意するというもの。

②エリアによる条例適用面積の違い。

事業計画面積の条例適用面積を注視区域、抑制区域、その他の区域と3つに分け、注視区域は500平方メートル以上で設置するに当たり細心の注意を払うべきイエローゾーン区域とし、抑制区域は全ての計画を原則市が同意しないレッドゾーン区域と定めている。

③市役所内各部署職員で構成する「安中市太陽光発電設備設置審査会」で計画内容を審査することから、各部署から細かな指導・助言が設置者に行われている。

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例について。

(宮城県大崎市)

大崎市では太陽光発電設備の設置が増加している一方で、設置に伴う災害の誘発不安や景観阻害、動植物の生態系への影響等が懸念されるとともに、周辺住民への事業に関する説明不足による事業者と地域住民や関係者とのトラブルが発生する事例があった。

そのような問題を解決し、大崎の豊かな自然環境や田園環境の中で、人と自然が共生し、安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用と調和を図り、豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与することを目的として制定に至った。

条例の特徴として以下のことを義務化している。

- ①設置事業者へ住民との良好な関係の保持並びに地域振興に努めること。
- ②設備及び事業区域の適正な管理と廃棄物の適正な処理。
- ③事業を廃止するときは土地を原状に回復することの義務化。
- ④市への届出と事前協議。
- ⑤対象住民等への説明会の開催及び協議。

また、事業者から設置の相談があった時点で、効率的に条例の趣旨や届出方法を伝えるために条例、施行規則のほかにマニュアルを用意している。

発電出力10キロワット以上の事業が適用となり、災害が発生する恐れがある区域、自然環境等の資源として認められる区域、特色ある景観が保たれている区域、歴史や文化を保全する必要がある区域などを事業者に対して事業の抑制を求めることができる抑制地域と設定し、太陽光発電設備の設置状況を把握している。

6. まとめ。

昨今の世界情勢によるエネルギー不足が懸念されている中、国の施策としてカーボンニュートラルが推奨され、様々な自然エネルギー発電施設の建設が進められている。

本町でも、近年多くの太陽光発電施設が設置されているが、住宅に近接して設置されている

ことによる周辺気温の上昇や反射光の影響等について、議会報告会でも質問をされるなど、設置に対して不安を口にする住民は少なくない。

太陽光発電施設の設置は、景観、風水害や地震などの災害、住環境への影響を考慮しなければならない。

当委員会では、先進自治体の取組状況を調査することで、我が町に生かせる有効な行政施策や取組姿勢の持ち方などを研修することができた。

そこで、町当局に対して、次の項目について提言するものである。

宮城県は「太陽光発電施設の設置等に関する条例」を令和4年10月1日に施行するが、本町に当てはめた場合、十分とは言えない。無秩序な太陽光発電設備設置の抑制を図り、町民の良好な生活環境を保全して、安全かつ安心な環境を確保するため、松島町として早急に条例を定めるべきである。

本町での太陽光発電施設設置に当たっての相談窓口は、産業観光課や企画調整課となっているが、総合的に助言や指導ができる窓口を設置し、住民の不安やトラブルを軽減すべきである。

農地への太陽光発電施設の設置については休耕田等の有効利用にはなるものの、設置期限終了後に施設を撤去した場合、再び農地への活用は難しいと思われることから、ソーラーシェアリング等を取り入れ、農地として保全することを推奨するべきである。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖委員長よりの報告でございました。報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。以上で、常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

日程第5 議案第39号 松島町過疎地域持続的発展計画について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第39号松島町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議題第39号松島町過疎地域持続的発展計画についての提案理由をご説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年4月1日付で本町が過疎地域として追加公示されたことに伴い、持続可能な地域社会の構築に取り組むため、同法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画を策定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

策定内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、松島町過疎地域持続的発展計画につきましてご説明いたします。

過疎地域持続的発展計画の策定内容につきましては、令和4年7月13日に開催されました松島町議会全員協議会におきましてご説明申し上げております。本日は、その後の庁舎内各部署における検討並びに宮城県との協議によりまして、変更及び修正した箇所がございますので、こちらのほうを説明させていただきます。

それでは別冊の松島町過疎地域持続的発展計画書をお開き願います。

表紙をおめくりいただきまして目次でございますが、全体の構成につきましては、全員協議会におきましてご説明申し上げた内容から変更はございません。本計画は、1番基本的な事項から14番の事業計画まで、14項目で構成しております。この計画の記載項目は、総務省自治行政局から全国の過疎地域過疎市町村で計画すべき市町村計画の策定のマニュアルが示されておりますことから、その例に従いまして作成したものでございまして、全員協議会以降変更はございません。

次に添付しております参考資料をご覧ください。7月13日開催の全員協議会から変更点につきまして一覧にまとめているものでございます。項目といたしましては、ナンバー1からナンバー12までの12項目となっておりますので、順次ご説明いたします。

まず初めに、ナンバー1並びにナンバー2でございますが、計画書1ページをお開き願います。下から9行目、アサリの養殖事業を増殖事業に修正、浅海養殖漁業を浅海漁業へと修正しております。こちらにつきましては、宮城県との協議におきまして、適切な表現とするための修正でございます。

次にナンバー3、計画書につきましては7ページをお開き願います。表の5、主要公共施設の整備状況におきまして、林野1ヘクタール当たりの林道延長、こちらにつきましては、最新の数値に修正しているものでございます。

次にナンバー4、計画書につきましては16ページをお開き願います。（3）令和4年度から令和7年度までの事業計画の表におきまして、事業名（1）基盤整備として、県営補助整備事業の記載がございましたが、宮城県との協議におきまして、令和7年度までの計画期間内に事業計画がないことから、こちらのほうを削除しているものでございます。

次にナンバー5並びにナンバー6でございますが、計画書につきましては26ページをお開き願います。ナンバー5につきましては最上段となりますが、括弧書きの中にあります認知等を認知機能等ということで、適切な表現に修正しております。同じく26ページ、（3）令和4年度から令和7年度までの事業計画におきまして、事業名としましては児童福祉になりますが、子どもの医療費支給事業を助成事業と適切な表現に修正しております。

次に修正項目ナンバー7でございます。計画書につきましては、27ページをお開き願います。事業名は、高齢者・障害者福祉でございますが、高齢者福祉助成事業を高齢者等と適切な表現に修正しております。

次に修正項目ナンバー8でございます。計画書につきましては、30ページをお開き願います。学校教育におけます対策の項目につきまして、上段から8行目でございますが、定期的な改修と記載しておりましたところを、宮城県からの意見としまして、定期的な点検と改修という形で適切な表現に修正しているものでございます。

次に、修正項目ナンバー9でございます。計画書につきましては、34ページをお開き願います。自然環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用の促進につきまして、（2）その他対策の3行目、国・県のガイドラインと記載しておりましたところを、宮城県からの意見といたしまして、国・県の法令等ということで、適切な表現に修正をしているところでございます。

次にナンバー10、計画書につきましては、38ページをお開き願います。14事業計画でございますが、1つ目の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の施策区分におきまして、事業内容の6項目めとしまして、空き店舗対策事業を追加しております。こちらにつきましては、本計画書13ページに計画を記載しておりましたが、こちら38ページの特別事業分への掲載が漏れていたことから今回追加したものでございます。

次に、修正項目ナンバー11並びに12、計画書につきましては39ページをお開き願います。ナンバー11につきましては、先ほど修正項目ナンバー6におきまして説明したとおり、児童福祉の事業内容のうち子どもの医療費支給事業を助成事業へと修正を行い、ナンバー12につきましても、先ほど修正項目ナンバー7にて説明したとおり、高齢者等福祉助成事業へと修正

を行ったものでございます。

これらの修正を行いまして、宮城県知事宛てに計画協議を行っており、8月4日付で宮城県知事名で異議のないことの回答を得ております。今定例会におきまして、計画策定につきまして提案させていただくものでございます。

今後過疎対策事業に関する流れといたしましては、今定例会におきまして、持続的発展計画の策定に係る議決をいただいた後、宮城県経由で国の関連する省庁の大臣宛てに計画書の提出を行います。あわせて、町のホームページにて計画書の公表を行うものでございます。それらをもちまして、各種財政措置の活用について、改めて宮城県と協議が可能となってまいります。

説明につきましては、以上で終わらせていただきます。

○町長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第40号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第40号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告等の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が報告され、これにより「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和4年10月1日から施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい環境の整備に関する措置等について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて説明いたします。議案書、後ろから2枚目の条例に関する説明資料をご覧ください。

さきの3月の第1回議会定例会におきまして、本年4月1日から施行する分について提案をし、ご承認いただいておりますが、今回の提案につきましては、10月1日から施行を要する育児休業等の取得要件の緩和等の措置に係る改正内容となります。

初めに、第2条第3号の改正につきましては、会計年度任用職員等の非常勤職員の育児休業の取得要件について、現行では、非常勤職員の子が1歳6か月に達する日までに採用または更新の見込みがある場合に取得可能となっておりますが、子の出生後8週間以内に取得する出生時育児休業については、1歳6か月の期間を子の誕生日から57日目より6月を経過する日、いわゆる約8か月に期間を短縮・緩和するものです。

次に、第2条の3、第3号の改正につきましては、非常勤職員の子が1歳以降において、本人または配偶者が育児休業をしている場合に、子が1歳6か月までの期間で夫婦交替で柔軟に育児休業を取得することが可能とするものです。

2ページをお開きください。

第2条の4につきましては、非常勤職員の子が1歳6か月から2歳に達する場合における育児休業の取得要件を整備するものであり、記載の①から④のいずれにも該当する場合に、当該期間における育児休業の取得が可能となるものです。

次に第3条の改正につきましては、改正前第5号について、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得が原則1回から2回まで可能となることから、これまで2回目以降の育児休業の際に必要としていた育児休業等計画書による申出が不要となることから、廃止するものです。また、第7号については、改正前第8号について、任期を定めて採用された職員の再度の育児休業の取得について、会計年度任用職員等の非常勤職員と同様に、一般職の任期付職員の採用に関する法律等により採用される任期付職員も含めて取り扱うよう、当該職員について任期の更新があった場合の規定を整備するものです。

次に、第3条の2につきましては、育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間となりますが、いわゆる子の誕生日から出生時育児休業等が取得可能な期間であり、国の人事院規則に準じて57日間とするものです。

次に、第10条につきましては、任期の定めのない職員が育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定しており、同条第6号について改正するものです。現行の育児休業等計画書は、育児休業の取得と育児短時間勤務の取得を兼ねた計画書となっております。条例第3条の改正で

説明したとおり、法律改正により、再度の育児休業の際の計画書による申出は今後不要となりますが、最初の育児短時間勤務の取得から1年を経過しない、再度の育児短時間勤務の取得の仕組みは今後残り、その場合最初の育児短時間勤務の承認請求の際に、育児短時間勤務により子を養育するための計画による申出が必要なことから、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるものです。

最後に附則になりますが、改正条例につきましては令和4年10月1日から施行するもので、第2項に経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わります。

○町長（櫻井公一君） 議案の提案説明が終わりました。

日程第7 議案第41号 松島町町税条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第41号松島町町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第41号松島町町税条例等の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴うものであり、令和4年4月1日から施行を要するものについては専決処分をいたしました。その他の事項について改正を行うものであります。

今回の改正は条建てで行うものであり、主な改正内容については、個人町民税の住宅ローン控除の見直し等について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは議案第41号、松島町町税条例等の一部を改正する条例について、主な改正内容につきましてご説明させていただきます。

条例に関する説明資料をお開き願いたいと思います。議案書の後ろから3枚目になるところでございます。

まず、第1条改正の第18条の4の改正につきましては、民法等の一部を改正する法律により、不動産登記法が改正され、登記簿に登録される事項としてDV被害者等の住所に代わる事項

などが新たに追加され、登記所いわゆる法務局から町への登記情報についても、新たに追加されることに伴う改正でございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日でございます。

次に、第33条及び第34条の9の改正につきましては、上場株式等の配当所得等について、現在は所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能であります。課税方式を所得税と一致させることに伴う改正であります。

なお施行期日は、令和6年1月1日であります。

2ページをお開き願いたいと思います。

第36条の3の2及び第36条の3の3の改正につきましては、配偶者控除等の適用を判定するため、給与所得者及び公的年金受給者等が、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することに伴う改正でございます。

なお施行期日は、令和5年1月1日であります。

3ページをご覧くださいと思います。

附則第7条の3の2の改正につきましては、所得税において住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、令和7年12月31日までの入居者を対象とする措置が講じられたことに伴い、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲で個人住民税から控除することに伴う改正であります。なお、控除限度額については、消費税引上げによる需要平準化対策の終了に伴い元に戻る事となり、改正後は表のとおりとなるところでございます。

施行期日は令和5年1月1日であります。

4ページをお開き願いたいと思います。

第2条改正についてご説明申し上げます。第2条の改正につきましては、令和3年9月議定例会において可決していただいた町税条例の一部を改正する条例の施行期日前の改正であるため、松島町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例になるところでございます。改正内容につきましては、第36条の3の3の第1項の条文及び附則第2条につきまして、地方税法の改正に伴い改正するものでございます。そのほかの改正につきましては、地方税法の改正に伴い、引用条文の条項ずれ、文言の整理などの改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 8 議案第 4 2 号 令和 4 年度松島町一般会計補正予算（第 4 号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第 8、議案第 42 号令和 4 年度松島町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第 42 号令和 4 年度松島町一般会計補正予算（第 4 号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和 3 年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、7 ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項 3 目広報広聴費につきましては、宮城県町村会で実施する令和 4 年度町村地域活性化促進等助成金交付事業において、当町のキャラクターコスチュームを更新する企画が採択されたことに伴い、その製作に係る経費を補正するものであります。

8 目企画費につきましては、定住促進事業補助金及び移住支援金の実績に伴い、今後の申請見込額を補正するものであります。

20 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、国の令和 4 年度予備費活用に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び原油価格・物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活に対する支援等に対応することを目的とした 2 事業を補正するものであります。

3 款民生費 1 項 2 目障害者福祉費につきましては、令和 5 年度の障害福祉関係データベース稼働などに向けた障害者自立支援給付審査支払い等システムの改修費について補正するものであります。

8 ページをお開き願います。

2 項 6 目子育て支援事業費につきましては、施設型給付費の今後の実績見込額を補正するものであります。

9 目認定こども園推進事業費につきましては、令和 3 年度保育所等整備交付金の額の確定に伴う返還金を補正するものであります。

6 款農林水産業費 1 項 1 目農業委員会費につきましては、農業委員会による情報収集等の業

務効率化を図るため、タブレット端末導入に伴う経費について補正するものであります。

9ページの7款商工費1項3目観光費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光産業の回復を図るため、「松島と探究ツアーパック創出事業」に伴う経費について補正するものであります。

8款土木費5項5目街路事業費につきましては、「(仮称)根廻・初原線道路整備事業」に係る測量設計経費について補正するものであります。

13款予備費1項1目予備費につきましては、今後災害等が発生し、迅速な対応が必要となった場合に備え、補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

12款地方特例交付金1項1目地方特例交付金及び13款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い補正するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました「施設型給付費」に対するものであります。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました「障害者自立支援給付審査支払い等システムの改修」に対するものであります。

4ページをお開き願います。

4目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました「(仮称)根廻・初原線道路整備事業」に対するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、歳出でご説明しました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業」に対するものであります。

8目商工費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました「松島と探究ツアーパック創出事業」に対するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました「施設型給付費」に対するものであります。

2項1目総務費県補助金につきましては、歳出でご説明しました「移住支援金」に対するものであります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました「農業委員会による情報収集等の業務効率化を図るためのタブレット端末導入」に対するものであります。

5ページの21款繰入金1項1目国民健康保険特別会計繰入金から4目下水道事業特別会計繰入金につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計よ

り繰入れするものであります。

2項10目まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました「(仮称)根廻・初原線道路整備事業」の財源として、基金より繰入れするものであります。22款繰越金1項1目繰越金につきましては、令和3年度決算に伴い補正するものであります。6ページをお開き願います。

23款諸収入5項2目雑入につきましては、歳出でご説明しました「キャラクターコスチューム製作」に対するものであります。

24款町債1項4目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき、借入れ可能額が確定したことから補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(色川晴夫君) 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長(佐々木敏正君) それでは、2款1項20目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましてご説明いたします。

恐れ入ります、主要事業説明資料1をお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、7ページとなります。

今回の補正につきましては、令和4年4月26日付で閣議決定されましたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急経済対策によりまして、新たに臨時交付金が創設され、本町に対しましては、4月28日付で交付限度額6,890万2,000円が通知され、6月定例会におきましては、2,100万円の臨時交付金を財源とし、4つの事業を実施しているところでございます。今回の補正につきましては、臨時交付金の留保分4,790万2,000円を財源としまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援策につきまして、このたび補正予算を計上させていただくものでございます。

恐れ入ります、主要事業説明資料1ページ、A4判資料1をお開き願います。

本町では、感染拡大防止の影響を受けている住民生活や地域経済に対しまして、地方創生臨時交付金を活用し、「感染拡大防止」、「町民の生活支援」、「町の経済回復」に重点を置き、基本方針を3項目に定め、新たに実施を予定する2つの事業を赤字で記載し、基本計画に基づく町独自の支援策としまして、全27事業をまとめているものでございます。

それでは個別事業につきましてご説明いたします。恐れ入ります、主要事業説明資料2ペー

ジ、A3判資料2をお開き願います。

一覧にまとめておりますので、事業概要につきまして、それぞれ説明させていただきます。

初めに、26番事業、松島町子育て世帯への生活支援特別給付金事業でございますが、感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価高騰に直面する子育て世帯に対しまして、子供1人当たり1万円を子育て支援として給付することを目的とし、対象者数といたしましては、1,600人を予定するものでございます。事業費といたしましては、1,626万9,000円でございます。

続きまして、27番事業、松島は笑うがお得商品券発行事業につきましては、物価高騰の影響を受けた地域経済の活性化を図るべく、割増し商品券を発行する事業でございます。1セットの内容といたしましては、額面1万円を5,000円で販売する10割増し商品券であり、合計1万セットの販売となります。その他、詳細は記載のとおりでございます。交付対象は、利府松島商工会としまして、商品券の割増し分と事務経費分を補助金として交付するものでございます。事業費といたしましては、5,351万円でございます。

A3資料、事業一覧の下段、合計の欄をご覧ください。説明しました2つの事業に係る総事業費は6,977万9,000円となり、財源といたしましては、国費地方創生臨時交付金4,790万2,000円、町の一般財源が2,187万7,000円となり、通知を受けました国費につきましては全て充当済みとなります。

続きまして、歳入補正予算につきまして、ご説明いたします。

恐れ入ります、補正予算事項別明細書4ページをお開き願います。

17款2項7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、4月28日付内閣府より限度額通知のありました6,890万2,000円のうち、留保しておりました交付金4,056万1,000円を歳入補正するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それでは、主要事業説明資料の2をお開き願います。

7款1項3目松島と探究ツアーパック（教育旅行版）創出事業、補正予算事項別明細書は9ページになります。

補正予算額は1,000万円で、財源は国の補助金が交付される予定です。初めに事業の目的ですが本町では、教育旅行向け「松島と探究」ワークブックを作成しておりますが、松島湾内エリアでは、自主研修となる場合が多く、期待する地域経済への寄与に至っておりません。

そこで、宿泊とテーマを設けた体験型コンテンツを組み合わせるツアーパックを創出することを目的としております。次に事業概要の1については後ほど説明いたします。2の事業費は、委託料の1,000万円となります。

次のページの資料をお開き願います。

事業の概要は先ほど説明した事業目的のとおりとなります。

実施体制は、町、県、観光協会、地域連携DMO、宿泊事業者及び観光事業者などになります。

地域の課題として、松島観光は、新型コロナウイルス等の影響を受けており、観光素材はありますが、体験型プログラムなどが未整備の状態であります。また旅行者の動向として、観光は松島、宿泊などは仙台市内のパターンが多く、宿泊者や観光消費額が伸び悩んでおります。そのため、国の補助を受け、このたび「松島と探究ツアーパック（教育旅行版）創出事業」に取り組むことといたしました。

本事業では、「松島と探究」ワークブックにひもづいた歴史・文化、環境及び減災防災をテーマとし、宿泊を含む2日間体験を通じて深い学びを得られるツアーパックを創出します。

基本は宿泊と体験型コンテンツのセットで、プラスアルファ、オプションの体験コンテンツを創出することでカスタマイズ化を図り、学校におけるニーズへのさらなる適用を目指します。またこの事業により、宿泊者の増加・観光消費額増加を目指します。

続いて、独自性などのアピールポイントですが、3行目のまた書きからになります、旅行会社による地方への教育旅行の内容は分かりづらく、料金や行程全体をパンフレット化して、全体イメージを沸かせ、選択しやすいツアーパックの環境を整備いたします。

今後の主なスケジュールですが、9月から11月までは、各関係機関との打合せを通し、体験型コンテンツ広報、オプションコンテンツの企画開発を行います。また学校関係者や旅行会社など関係機関による実証を通し意見を募ります。12月から2月までは、完成したパンフレットを教育旅行関係機関等に送付し、誘客を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に、赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 主要事業説明資料3をお開きください。補正予算事項別明細書は、9ページになります。

8款5項5目街路事業費（仮称）根廻・初原線道路整備事業の補正につきまして、説明いたします。次ページ、A3判の道路整備計画図をお開きください。

(仮称)根廻・初原線につきましては、初原地区に新たな産業拠点、松島イノベーションヒルズの整備を目的とした土地利用計画に伴い、根廻地区の国道346号から区画整理地を通過し、初原地区の主要地方道大和松島線まで新たな幹線道路の整備を行うものです。

図面右上が起点側の国道346号交差点部です。保健福祉センター入り口より約400メートル北側に交差点を計画しております。図面左下が終点側の主要地方道大和松島線交差点部です。現在の三陸自動車道松島大郷インターチェンジ入り口より約60メートル主要地方道仙台松島線側に交差点を計画しております。

路線の全体延長は2,520メートル、区画整理部分を除いた赤線部分が町で整備する部分であり、根廻地区570メートル、初原地区780メートル、合計1,350メートルを整備するものです。また、区画整理地内の1,170メートルにつきましては、区画整理組合で整備を行います。計画の道路幅員は車道部が7.5メートル、歩道部が片側で2.5メートル、道路幅員全体では10.0メートルの計画であります。また区画整理地内につきましては、両側歩道を計画しており、道路幅員は12.5メートルとなります。

今回の補正につきましては、町の整備部分に係る測量設計費を補正するものでございます。

主要事業説明資料にお戻りいただきまして、事業概要でございます。

1の委託料につきましては、町で整備する1,350メートル分の測量設計及び用地・建物調査を行うものであり、測量設計委託料として8,600万円を補正するものです。業務委託の内容になりますが、測量業務につきましては、地形測量、中心線測量、縦断横断測量の路線測量を1,350メートル、用地測量を6万5,500平方メートル行うものです。用地調査につきましては、町整備区間全体の用地境界確認及び支障物件調査、支障物件の補償費算定を行うものです。地質調査につきましては、土質ボーリング調査を4か所行うものです。設計業務につきましては、延長1,350メートルの道路詳細設計及び起点部・終点部の交差点詳細設計を行うものであります。

財源内訳でございます。財源表中の国費につきましては、社会資本整備総合交付金、その他につきましては、まち・ひと・しごと創生推進基金でございます。

(仮称)根廻・初原センター道路整備事業の説明につきましては以上でございます。

○議長(色川晴夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。ここで1時間以上になりましたので、休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) それでは、11時20分再開といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

傍聴の申出がございます。

お知らせします。[REDACTED]さんでございます。

日程第9 議案第43号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第43号令和4年度松島町国民健康保険特会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第43号令和4年度松島町国民健康保険特会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第44号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第44号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第44号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第45号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第45号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第45号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。また、令和3年度支払基金の確定による返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第46号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）

（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第46号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第47号 令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算

（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第47号令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第47号令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金について補正し、区有財産へ積立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第48号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第48号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第48号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第49号から日程第23 議案第57号

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。日程第15、議案第49号から日程第23、議案第57号までは、令和3年度各種会計決算認定に関する議案であり、関連がございますので、一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。なお、議案の朗読については省略します。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

日程第15、議案第49号から日程第23、議案第57号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第49号から議案第57号まで、令和3年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を説明申し上げます。

さて、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種支援など、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応に終始する年となりました。さらには、新型コロナウイルス感染症の感染及び重症化予防に有効なワクチン接種が実施され、当町では高齢者の接種率は9割を超え、町民全体でも7割を超える接種率となりました。

こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言・ご協力によりまして、予算計上いたしました各種事業施策を的確に実施できましたことに、御礼を申し上げる次第であります。

また各種会計の決算審査につきましては、丹野、後藤両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し、感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

令和3年度の一般会計の決算につきましては、歳入総額86億9,955万3,000円に対し、歳出総額82億8,992万4,000円となり、歳入歳出差引額4億962万9,000円をもって決算しております。歳入歳出総額から、繰越明許費繰越額700万円及び事故繰越し額1,460万8,000円を合わせて差し引いた3億8,802万1,000円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、2億8,000万円を地方自治法の規定により、財政調整基金へ積立てするものであります。

令和3年度予算に対する歳入の収入率は94.14%。歳出の執行率は89.71%となっております。町税につきましては、徴収率96.5%なり、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特別措置の終了により、町税全体で1億4,200万ほど増収となりました。

それでは歳出の主な事務費につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、コロナ禍において基本的な感染対策を徹底しながら、職員の資質向上や知識・技能の習得を図るための研修や、職員の健康診断などの福利厚生事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、毎月発行の「広報まつしま」に掲載する記事におきまして、より見やすくより読みやすい紙面づくりに努めました。あわせて、令和3年10月よりLINE

の運用を開始し、令和4年3月16日の福島県沖地震発生時等には、LINEを含めた各種SNSを活用し、適時な情報発信に努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

また、令和2年度決算に係る財務諸表を作成し、公表をいたしました。

企画費につきましては、長期総合計画後期基本計画の策定に際し、総合計画審議会におきまして、後期基本計画（最終案）の審議並びに計画案に対する答申が行われるとともに、町民や関係団体の代表による「まちづくり検討委員会」や、町職員で組織する「まちづくり検討庁内委員会」におきまして、計画案に対する各種確認や議論を行い、効果的かつ適切に計画を策定しました。

企業誘致につきましては、令和2年度に市街化区域に編入した明神地区に商業店舗が立地し、残る区域につきましても、有効な土地利用が図られるよう開発事業者と協議を継続しております。また、初原地区におきましては新たな雇用の創出を図るべく工業系企業の誘致等のPR活動を行い、事業計画の推進を図りました。

定住促進事業につきましては、コロナ禍における新たな取組として、移住を検討されている方とのオンライン相談をはじめとし、実際に本町を訪れた方に対しては、職員同行による町内各所の案内を行い、町の魅力を肌で感じていただくなど、移住者増につながるよう努めました。さらに、定住の呼び水となる定住促進事業補助金の継続や、東京圏からの移住者を対象とする移住支援金につきましても交付を行うなど、県内外からの移住・定住者への支援に努めました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づく景観形成に関する事前協議等を通じ、景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

松島海岸駅整備につきましては、東日本旅客鉄道株式会社及び宮城県並びに本町の3者において締結した「松島周辺における観光拠点整備推進に関する包括連携協定」に基づく整備として、平成30年度より取り組んでまいり、令和4年3月6日に開催された竣工式典により、駅舎整備に係る一切の事業を完了し、観光地松島の玄関口として新たなスタートを迎えました。

交通安全費につきましては、町道への路面標示を整備し、通行車両への注意喚起を促すとともに、視認性を高めるため見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置し、交通安全施設の整備に努めました。

また、交通安全指導員による小学校、幼稚園での交通安全教室や通学時の街頭指導、さらには「塩釜地区交通安全協会松島支部」及び「松島町交通安全母の会」などの関係団体と連携した広報活動により、交通安全の啓発活動に努めました。特に高齢者世帯に対しては、戸別訪問による啓発活動を行うなど、事故発生率が高い高齢者への事故防止対策を図りました。

なお、令和3年9月20日に「交通死亡事故ゼロ1年間」を達成し、宮城県警察本部長から祝詞が授与されました。

諸費につきましては、各地区の防犯指導隊並びに警察等の関係機関と連携し、年末年始等の地域安全運動期間中や定期的な防犯パトロールなどにて、地域の安全と犯罪、非行の未然防止に努めるとともに、警察や町民からの情報提供を基に、不審者情報及び詐欺被害防止の情報を安全安心メールや各種SNSを活用して迅速に提供し、被害の防止に努めました。

また、夜間における死角をなくし、犯罪が起きにくい環境を構築するため、各地区へ防犯灯の設置費用と電気料金の助成を行うなど、防犯灯のLED化を推進しました。

電子計算費につきましては、基幹系システム、公会計システムの運用を継続するとともに、国が推進する自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の動きに合わせ、本町におきましても、副町長を本部長とし、課長職で構成する「松島町DX推進本部」を立ち上げるとともに、検討部会として、意欲のある若手職員で構成する「DX推進検討委員会」による検討を通し、令和4年3月末には町のDX推進の方向性を示す「松島町デジタル・トランスフォーメーション推進基本方針」を策定するなど、今後の町のDX推進のための基盤整備に努めました。

町民バス運行費につきましては、公共交通空白地域の解消を図り、高齢者や学生をはじめとする交通弱者の生活利便性の向上を図るため、町内全域において路線バスを運行し、通勤・通学・外出のための移動手段確保に努めました。

また、第二小学校及び第二幼稚園への通学バスについては、運行を業務委託し、適正な管理の下で効率的に運行することができました。

ふるさと納税費につきましては、インターネット上の受付窓口であるポータルサイトを拡充し、町の魅力を発信するとともに、返礼品事業者の販路拡大に努めました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、「感性拡大防止」、「町民の生活支援」、「町の経済回復」に重点を置き、全26事業を実施し、感染拡大により発令された「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」に基づく宮城県からの時短要請に協力した飲食店に対する協力金交付のほか、医療機関及び介護サービス事業、障害福祉サービス事

業を運営する法人並びに中小企業者・小規模企業者に対する支援事業を実施しました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため、週の初日の窓口延長を引き続き行い、諸証明の交付事務を実施するとともに、第三者による虚偽の届出や諸証明の不正取得を防止するため、本人確認を適正に行い、個人情報の保護に努めました。

また、マイナンバー制度に伴う個人番号の取扱いや、マイナンバーカードの交付等を適正に行いました。

選挙費につきましては、衆議院の解散に伴う第49回衆議院議員総選挙、任期満了に伴う宮城県知事選挙、松島町議会議員一般選挙をそれぞれ執行しました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員児童委員への活動支援や、社会福祉協議会をはじめとする福祉団体への助成を行いました。

障害者福祉費につきましては、障がいのある方に、障害者総合支援法などにに基づき、町が施設入所費や通所サービス費の支給、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付などを行いました。

老人福祉費につきましては、敬老会事業として、77歳以上の対象者に記念品等を個別に送付いたしました。

また、支援を必要とする方々に対して、宅配夕食サービス事業や緊急通報システム事業、高齢者タクシー助成事業を継続して実施しました。

保健福祉センター管理費につきましては、感染対策を講じ、ふれあいの湯の運営に努めるとともに、新型コロナウイルスワクチン接種会場として活用しました。

また、施設の修繕を適切に実施し、保全や安全管理に努めました。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援をし、経済的負担を軽減するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を行いました。

児童措置費につきましては、中学校修了前の子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的に、児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、国の補助金等を活用しながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る衛生用品等を購入し、所内の衛生管理に努めました。

また、各保育所において、必要な修繕や備品を購入するなど、児童が安心して過ごせる保育環境の整備を図りました。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭に医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の保

健の向上と福祉の増進を図りました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する支援策として、ひとり親世帯へ支援金を支給し、経済的負担の軽減を図りました。

子ども医療対策費につきましては、18歳に達する日以降の最初の年度末までの子供の通院・入院を医療費助成の対象とし、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、子育てに関する各種相談を行い、安心して楽しく子育てができるように支援を行うとともに、関係機関などと連携しながら、児童虐待予防や発達障害児支援に努めました。

児童館費につきましては、児童館及び留守家庭児童学級について、指定管理者と密に連携を取りながら、適正な管理運営に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症へ対応しながら働く放課後児童支援員等の賃金改善に係る補助金を交付し、処遇改善を図りました。

認定こども園推進事業費につきましては、事業主体である社会福祉法人松島町社会福祉協議会と本町において締結した「松島町における認定こども園施設整備に関する協定書」に基づき、技術的な支援や補助金の交付を行い、予定どおり建設工事に着手するなど、事業の推進を図りました。

子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、経済的負担を軽減するため、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行いました。

子育て世帯への臨時特別給付金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対し経済的負担を軽減するため、臨時的特別的な措置として子育て世帯への臨時特別給付金を支給しました。

保健衛生総務費につきましては、コロナ禍においても安心して健康に暮らせるよう、休日昼夜間の診療体制を確保するとともに、オンラインやSNSを活用した保健事業の推進に努めました。

予防費につきましては、町内の事業所及び関係各課と連携して、新たに「健康ポイント事業」や「地域運動普及講習会」、「まちかど健康相談」を実施し、住民の主体的な健康づくりを支援しました。

健康管理費につきましては、定期的に施設整備の点検を行い、指定管理者である松島町社会福祉協議会と協議の上、適切な維持管理に努めました。

母子衛生費につきましては、産後ケア事業、産婦健康診査、乳幼児発達精密健康診査事業を開始し、妊娠期から子育て期まで専門的な支援体制の拡充を図りました。

環境衛生費につきましては、生活環境の向上と自然環境の保護を目的に、各地区の協力の下、ごみゼロ運動や秋の一斉清掃活動を実施し、地域の環境美化に対する意識の向上を図ることができました。

また、環境美化推進員による定期的なパトロール活動を通じて、違反ごみや不法投棄の監視体制の強化と早期発見に努めました。さらには、公衆衛生組合連合会による不法投棄防止の看板設置や防疫殺虫剤の配布などにより、衛生環境の向上を図りました。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、厚生労働大臣指示に基づき、5歳以上の希望する住民に対して、1回目から3回目まで順次ワクチン接種を実施し、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び重症化予防に努めました。

塵芥処理費につきましては、新たに作成した「ごみカレンダー」による分別収集日の徹底を図りながら、町内各所に設置されたごみ集積所から生活系ごみの分別収集とリサイクルを推進し、さらには資源の有効利用を図ることを目的に、レアメタル等の貴重な資源が含まれている小型家電を回収するなど、廃棄物の抑制と適正処理に努めました。

勤労青少年ホーム費につきましては、施設等の管理を社会福祉法人松の実福社会へ委託し、適切な管理が行われております。

労働諸費につきましては、東北労働金庫と提供し、町内に居住または勤務する者に対する勤労者向け融資制度を実施し、また松島町シルバー人材センター事業を支援することで高齢者の就労支援を実施しました。

農業委員会費につきましては、農地法に基づき、農業者の円滑な農地利用の支援や、農地等の利用最適化の推進に取り組みました。

農業推進費につきましては、米価の安定を目的として、需要に応じた主食用米作付の推進を行うとともに、飼料用米や野菜等の高収益作物への支援を実施しました。また中山間地農業ルネッサンス事業として、セリの実証栽培やタケノコの加工品試作事業等を行い、松島町に適した特産品の検討を図りました。

農地費につきましては、県営事業として、銭神地区かんがい排水事業での安全施設工事、志田谷地排水機場のゲート整備補修工事等を実施しました。

園芸振興費につきましては、関係団体への補助を通じて、地産地消を推進するためのイベント開催及び町花セッコクの再生のための取組を支援しました。

畜産振興費につきましては、コロナ禍の影響で和牛生産団体の活動は実施されませんでした。が、家畜伝染病の情報収集等を適宜実施し、生産者が安心安全に畜産業を行えるよう努めました。

林業振興費につきましては、松くい虫防除対策並びに特別名勝松島の松林保全として、宮城県と合同で空中散布と地上散布事業の実施、伐倒駆除を継続して実施するとともに、森林機能回復のため、抵抗性松の植樹箇所の下刈り事業を行いました。

水産業振興費につきましては、カキの衛生対策やアサリの稚貝撒布、カキのPR事業のための補助を引き続き実施しました。

漁港管理費につきましては、県営事業として、磯崎漁港の機能保全を図るために防波堤等調査設計業務を行いました。

商工業振興費につきましては、地元業者の経営支援や地域ブランド開発事業を補助するほか、独自の創業者支援事業を実施するとともに、町内金融機関と提携し、中小企業・小規模企業者向けの融資あっせん及び保証料の補給を実施しました。

観光費につきましては、仙石線松島海岸駅がバリアフリー設備を備えた新駅舎として完成したことに伴い、待合室に松島の魅力を発信するためのデジタルサイネージを設置したほか、観光客の利便性を高めるため、駅舎内での観光案内業務を開始しました。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、規模の縮小や感染対策を講じながら、観光協会や各実行委員会と連携を図り、各種イベントを開催し、観光地のにぎわいづくりと松島の魅力発信に努めました。

国際交流関係経費につきましては、宮城県、関係自治体、地域連携DMOと会議を行い、インバウンド需要を見込んだSDGsに配慮した観光コンテンツ及びツアーの造成について検討を行いました。

施設維持管理経費につきましては、観光関連施設の適切な維持管理を行い、観光客の利便性と安全性を確保するとともに、効果的に業務を委託することにより効率化を図りました。

文化観光交流館費につきましては、指定管理者による町民向けのイベントとして、「アンブレラスカイ」等コロナ禍においても多くの方が楽しめるイベントを季節ごと工夫して実施し、効果的な施設の運営に努めました。

道路維持費につきましては、町道の舗装補修事業を実施しました。

また、道路の除草や除融雪は、地区等に協力を得ながら維持管理に努めました。

道路新設改良費につきましては、高城町駅前の駐輪場及び車両の乗降場を整備し、高城町駅

周辺整備事業が完了しました。

都市計画総務費につきましては、市街化区域編入予定地区である初原地区におきまして、令和4年度の市街化区域編入に向け、宮城県と継続的な協議を実施し、土地利用計画等に関する合意形成に向け、事業の進捗を図りました。

また、本地区の土地所有者により、令和3年5月に結成された（仮称）松島町初原土地区画整理組合設立準備委員会との協議を行い、効果的な土地利用計画の策定に努めました。

さらに、その他開発・建築に関する制限等の照会対応、都市計画や地区計画に係る各種行為に対する事務を通し、良好なまちづくりの推進を図りました。

公園管理費につきましては、松島運動公園や温水プールにおいて新型コロナウイルス感染症を考慮した対策を講じながら、年間を通じた施設の利用提供ができました。また、利用者が安心してスポーツ活動に取り組めるよう、指定管理者と連携し、運営と維持管理に努めました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、一般木造住宅の耐震診断助成・耐震改修工事助成事業及び危険ブロック塀等除去事業を引き続き行い、地震対策に取り組みました。

非常備消防費につきましては、火災をはじめとした各種災害時に即応できるよう、消防資機材や消防水利等の維持管理に努めるとともに、老朽化した第二分団の小型動力ポンプ付積載車及び防火衣を整備し、防火・防災体制の強化に努めました。

また、2年ぶりに開催した消防団出初式にて消防団員の士気を高め、無火災に対する意識の向上を図ったほか、秋や春の火災予防運動においては、チラシや広報車による広報活動を行い、各家庭における防火意識の向上に努めました。

さらに、令和4年1月のトンガ沖海底火山噴火や3月の福島県沖を震源とする地震においては、消防団による防潮堤の閉鎖や巡回パトロールなど災害対応を行いました。

災害対策費につきましては、安全安心メールや各種SNSにて、災害時の多様な情報伝達手段の確保と活用を図るとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動する防災行政無線の適正な維持管理に努めました。

また、職員の防災士資格取得の促進に取り組み、自主防災組織への指導や、様々な災害に対応できる人材の育成を図りました。

避難施設管理費につきましては、災害時に使用する食料品や飲料水などを計画的に購入し、備蓄品を充足するとともに、石田沢防災センターほか11か所の避難施設並びに避難場所2か所、備蓄倉庫8か所等の維持管理を行い、防災拠点としての機能確保に努めました。

教育委員会費につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域が協働し、夢と志を育み、自ら考え行動できる児童生徒の育成を推進するための教育環境の整備を行いました。

事務局費につきましては、引き続き教育指導専門員を雇用し、教職員等への指導、不登校児童生徒の支援等の充実を図りました。

また、英語教育につきましては、外国語指導助手（ALT）2名を雇用し、小中学校の外国語学習において生きた英語による授業実践を行ったほか、幼稚園・保育所にも派遣することで、幼児期から英語に親しむ活動を実施しました。

さらに、松島こども英語ガイド事業により、町の魅力を国内外に伝えられるよう英語での動画作成を実施しました。

心のケア不登校対策につきましては、松島町こどもの心のケアハウスの運営時間を延長し、またスクールソーシャルワーカーの配置により、様々な問題を抱える児童生徒とその保護者に対する教育相談、学習指導など、個々の事情に応じた支援の充実を図りました。

小中学校費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めたほか、小学校においては、第二小学校体育館照明のLED化を実施し、学校の省エネルギー化を図りました。中学校においては、水道管改修工事を実施し、安心安全な教育環境の整備に努めました。

学校運営につきましては、コロナ禍においても持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、感染症対策を徹底し、活動内容を工夫しながら各種行事等の継続に努めました。

社会教育総務費につきましては、郷土の歴史や風土を学ぶ「松島まるごと学」を各学校と調整の上、全ての内容を実施し、児童生徒の郷土愛を育むことができました。

青少年ボランティア「ジュニア・リーダー」については、コロナ禍により地域の行事等派遣が皆無となりましたが、町事業の際の協力や、今後の活動に向けて子供向けの遊びなど、レクリエーションの研さんを積みました。

公民館費につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の対策をしながら、コロナ禍においても利用団体の学びたい意欲を持ち続けられるよう工夫し、多様な学習機会等の確保に努めました。

文化財保護費につきましては、観瀾亭松島博物館や松島町役場の町民スペース、近隣市町の施設などで、文化財資料の展示や講座開催を行い、調査成果の情報発信と周知に努めました。

また、町指定文化財として、国重要文化財である圓通院の三慧殿に設置された「扁額」を新たに指定いたしました。瑞巖寺においては、貴重な文化財を火災等から守るため、国補助を活用した防災設備事業が始まり、所有者と連携を図りながら工事に伴う発掘調査並びに工事施工に対する指導を実施しました。

町民の森費につきましては、新型コロナウイルスまん延防止の観点から、テントサイト等の利用制限を設けるなどの対策を行いました。

3密を避ける動きとしてキャンプ等のアウトドアが注目され、秋頃からテントや円形広場の利用が増え、前年並みに回復しました。

保健体育総務費につきましては、町民グラウンドの夜間時の利用環境向上のため、J F Aサッカー施設整備助成金を活用しLEDの照明の整備を行いました。

また、東京2020オリンピック大会に伴う聖火リレーでは、文化観光交流館から松島公園中央広場までの区間をリレーし、本大会に向けての機運を高めました。

海洋センター費につきましては、新型コロナウイルス感染症を考慮した感染症対策を講じながら、通年にわたり安心して施設利用ができるよう努めました。

給食施設費につきましては、成長期にある園児や児童・生徒の栄養バランスを考慮した献立づくりを行うとともに、衛生面の管理を徹底し、安心して安全な学校給食の提供に資するため、施設の整備や維持管理を実施しました。

また、学校給食に町内産の米や野菜を使用することで、地場産品の利用促進を図り、全国学校給食週間には、宮城県の名物を使用したメニューを提供し、郷土の食に対する興味や関心を高めることに努めました。

幼稚園費につきましては、施設や設備の維持管理に努めました。また、幼稚園無償化に伴う施設等利用給付事業により、子育て世代への支援を行いました。

農業用施設災害復旧費につきましては、令和元年台風第19号及び令和4年3月の福島県沖地震で被災した農業用施設の災害復旧工事を実施しました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した道路、橋梁の災害復旧工事を実施し、施設の復旧に努めました。

また、令和4年3月の福島県沖地震で被災した公共土木施設の災害復旧工事を実施しました。

公立学校施設災害復旧費につきましては、令和3年3月の宮城県沖地震及び令和4年3月の福島県沖地震により被災した小・中学校の災害復旧工事を実施しました。

その他公共施設・災害復旧費につきましては、地震の影響により破損した老人ひだまりの家

の浄化槽緊急修繕工事を実施し、地域住民の利便性の向上に努めました。

続きまして、各種特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額18億2,255万8,000円に対し、歳出総額17億5,689万9,000円となり、歳入歳出差引額6,565万9,000円をもって決算を行っております。この実質収支額のうち、6,200万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

国民健康保険の健全な運営、被保険者への適切な医療給付等に努めるとともに、18歳に達する最初の年度末までの子供の国民健康保険税均等割額全額免除と、令和2年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免を実施いたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2億459万5,000円に対し、歳出総額2億393万4,000円となり、歳入歳出差引額66万1,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携の下、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を行うとともに、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料の減免申請受付事務を実施いたしました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額20億2,651万4,000円に対し、歳出総額19億982万6,000円となり、歳入歳出差引額1億1,668万8,000円をもって決算を行っております。この実質収支のうち、8,800万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

介護保険事業につきましては、松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の初年度として事業運営を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対し、介護保険料の減免を引き続き実施しました。

さらに、通所の介護事業所や通いの場合において、専門職による講話や体操の実技指導を実施し、介護予防・重度化防止の取組を推進しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額848万5,000円に対し、歳出総額848万5,000円となり、歳入歳出差引額0円をもって決算を行っております。

介護サービス事業につきましては、総合事業事業対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を作成し、関係事業者への助言や指導、連絡調

整により在宅生活を支援しました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額6,769万8,000円に対し、歳出総額5,853万6,000円となり、歳入歳出差引額916万2,000円をもって決算を行っております。歳入歳出を差引き916万2,000円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、900万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

観瀾亭費につきましては、観覧者が安心安全に松島観光を楽しんでいただけるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた運営に努めました。

また飲食メニューの見直しや、季節に応じた茶菓を提供したほか、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」をテーマとしたオリジナルグッズの販売等を行い、誘客に努めました。

さらに、環境整備として樹木剪定等を行い、観瀾亭・松島博物館の維持管理と施設環境の向上に努めました。

福浦橋費につきましては、カフェ・ベイランドにおいて地場産品を使った軽食を提供し、地産地消に努めました。

福浦橋や福浦島において、「世界で最も美しい湾清掃ツアー」と「アマモ場再生事業」を併せて実施し、SDGsに関する本町の取組について、観光客に広く周知しました。

また、環境整備として、良好な施設維持管理に努めました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額153万1,000円に対し、歳出総額134万円となり、歳入歳出差引額19万1,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰入れが主なものであります。

歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地における草刈り等の経費と、財産積立てを行ったものであります。

なお、手樽区及び初原区につきましては、令和3年度末をもって会計を閉鎖しております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額10億1,778万6,000円に対し、歳出総額10億197万円となり、歳入歳出差引額1,581万6,000円をもって決算を行っております。

歳出の主な内容につきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であり、総流入汚水処理量は144万1,000立方メートルとなっております。

また雨水排水施設につきましては、雨水ポンプ場15か所の運転管理を行いました。

下水道施設整備につきましては、松島浄化センターの長寿命化改築工事等を実施しました。

なお公債費につきましては、元利償還金として4億6,148万7,000円を償還いたしました。

水道事業会計につきましては、令和3年度水道事業の業務量は、年度末給水人口1万3,422

人、年度末給水戸数5,703戸、年間総配水量176万5,000立方メートル、年間有収水量151万4,000立方メートルとなりました。

水道事業収益につきましては、4億8,772万3,000円となり、給水収益及び加入金の増により、前年度比して1,202万7,000円の増収となっております。

水道事業費用につきましては、5億9,389万4,000円となり、二子屋浄水場の更新に伴う資産減耗の増により、前年度に比して1億530万5,000円の増額となっております。

資本的収入につきましては、松島町二子屋浄水場施設建設工事に係る企業債及び消火栓工事等に係る負担金を受け入れております。

資本的支出につきましては、松島町二子屋浄水場施設建設工事、左坂配水池基本設計等を実施しました。

資本的収支としましては、資本的収入4億1,307万円に対し、資本的支出5億1,818万円となり、差引不足額1億511万円は、減債積立金の取崩し等により補填しております。

ただいま一般会計特別会計及び水道事業会計の決算の概要について説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 大変ご苦勞さまでございました。

以上で、議案第49号から議案第57号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼食休憩に入りたいと思います。再開は13時といたします。よろしくお願い申し上げます。

午後 0時10分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第24 報告第7号 令和3年度松島町健全化判断比率について

日程第25 報告第8号 令和3年度松島町資金不足比率について

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。

日程第24、報告第7号及び日程第25、報告第8号は、地方公共団体の財産の健全化に関する法律の規定による、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので、一括して報告を求めたいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

報告第7号及び報告第8号の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第7号令和3年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和3年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。両比率とも実質赤字がない（黒字）ため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「^{なし}」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、7.4%と昨年度に比べ比率が上がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおり18%であります。

将来負担比率につきましては、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金など令和3年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、6.7%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、令和3年度の松島町健全化判断比率の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第8号、令和3年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和3年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、事業規模に対する資金の不足額の比率であり、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計・下水道事業特別会計が該当し、令和3年度決算では資金不足がない（黒字）のため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「^{なし}」と記載しております。

なお資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を

超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお配付資料につきましては、担当課長より説明させます。

以上で、令和3年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは報告第7号、8号、令和3年度健全化判断比率、資金不足比率についてご説明させていただきます。

お手数ではございますが、A4判横使いの報告第7号及び報告第8号の健全化判断比率等についての参考資料をご覧いただきたいと思います。町長の説明と重複するものがありますが、ご了承願いたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

健全化判断比率として、4つの財政指標について、町の財政状況を客観的に表すもので、国が示した計算方法により求めるものであります。その結果4つの比率は記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再生基準には至っておらず、健全な状態であると言えます。2ページ以降この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお開き願いたいと思います。

左上の表は一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、令和3年度の実質赤字比率はマイナス8.91%となっております。そのほかの表が、松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果はこのページ右下に記載しているとおり、マイナス51.32%となっております。このように、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともにマイナスとなっております。このことは赤字は生じていない、黒字であるということでございます。

3ページをご覧ください。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものであります。

3ページ表の右側の（8）に、資金不足額または剰余額を表しております。水道事業会計では、約16億2,900万円の剰余額があり、また観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計も、それぞれ剰余額を有しており、資金不足にはなっていない状況でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

資金不足比率につきましては、資金不足額を、営業収益の額または営業収益に相当する収入の額など事業の規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数値で高ければ高いほど経営状況は悪化しているものと言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス346.94%で、また5ページに記載のとおり、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、ともに分子の資金不足がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なくゼロとなっております。このことから本町の水道事業会計、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計は資金不足はしていないということになります。

6ページをお開き願いたいと思います。

こちらの表は地方債などの負担額の大きさを示す実質公債比率を求めたもので、3年間の平均を表すものとなっております。①から⑮までの数値は、国の統計調査である決算統計や、普通交付税算出の際に使用する数値などから求めたもので、これを基に国が示した計算方法で算出したものであります。この結果、実質公債比率は7.4%で、前年度7.0%より0.4ポイントの増となりました。

単年度の実質公債比率が増となった主な要因といたしましては、表④の公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金、令和2年度より約5,800万円増加しており、これは令和3年度の下水道事業特別会計における一般会計からの繰入金が、復興関連事業の関連により公債費等への繰入金が増加したことによるものと考えられます。

また、3か年平均による実質公債比率が0.4ポイント増となった主な要因といたしましては、算定から外れた平成30年度の単年度の比率が5.40277でありましたが、令和3年度の単年度比率が6.59554と、平成30年度単年度比率より約1.2ポイント高くなったこともその影響があるかと考えられます。

7ページをご覧いただきたいと思います。

この表は、将来負担比率を求めたものでございます。この将来負担比率は地方債や債務負担行為に関わるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものです。この計算は、このページの下の方のとおり、令和3年度の将来負担比率は6.7%となっており、前年度の13.1%から、6.4ポイント減少しております。

この主な要因といたしましては、上側表、将来負担額の一番左側の欄の地方債の現在高が、

令和2年度より約1億9,400万円の減、また分子の将来負担額から控除する充当可能財源等Bが、充当可能基金の残高増などにより、令和2年度より約1億9,500万円増加したことによるものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

日程第26 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第26、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして質問を許します。

4番櫻井貞子議員、登壇の上、質問願います。

〔4番 櫻井貞子君 登壇〕

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、松島町の防災・減災対策について質問いたします。

7月15日、16日の大雨による甚大な被害を松島町民が受けました。初めに、災害復旧のために昼夜をいとわず、役場職員、各行政区の皆様、災害ボランティアセンター、住民の被災状況改善にご尽力いただいた県内外・松島町町内の皆様に、深く敬意を表し、改めて感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

さて、令和3年3月、地域防災計画の避難場所指定緊急場所28か所、指定避難場所44か所が指定されております。私たち住民は観光客の命を守るための避難する場所が必要です。

改めてお聞きいたします。松島の防災・減災対策は大丈夫ですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁願います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず初めに、7月15、16日の大雨により被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

櫻井議員の質問にありました指定緊急避難場所、指定避難場所につきましては、災害種別ごとに開設できる緊急避難場所、避難所として開設しており、開設する避難所は災害の状況に応じて判断しております。また全国的にも周知されておりますが、安全を確保するために、避難する場合は、指定緊急避難所や指定避難所だけではなく、自宅における垂直避難や、親戚・友人宅、近所の知人宅なども含まれております。

今回の災害では、各機関における予測を超えた気象状況に見舞われましたが、今後このよう

な状況は常習化してくるものと考えております。そのような災害にどのように対応していくのか、避難所の在り方や開設手法、さらに情報の発信の方法や内容など、関係機関との検証を踏まえ、見直しを進めていく必要があると考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

避難所の状況はどうだったのでしょうか。竹谷地区では、少しでも高いところに、萱倉支館そして北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンターへ、大雨の中、道路まで水が来ている中、どうにか避難したとのこと、住民の方にお聞きしました。少しでも高いところに避難したいというのが、私たち住民の思いじゃないでしょうか。避難状況を教えてください。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 避難状況につきましては、危機管理監から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今回の災害による避難の状況につきましては、町の指定避難所においては、12か所に63人が避難されています。また、役場などの指定避難所以外の施設に避難された方、松島駅、松島海岸駅などに一時避難された方が152人、合計で215人となっております。

その中で、社会的弱者となる高齢者の方については、2階のある施設につきましては垂直避難などの対応を取っていただいたというところではございますが、グループホーム桜の家の方のように、グループホーム桜の家のほうからは、施設側から桜渡戸分館に避難したいという申出があったことから、地区の協力をいただきまして、受入れを行っております。

議員さんのお話にもありましたように、今回の災害では、立ち退き避難が困難な状況ということもあったことから、高齢者施設、さらには在宅の高齢者などで支援が必要と思われる方については、電話などで安否確認等の状況把握を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 今回の災害は、夜中に大雨という形になったわけですが、例えば、日中このような大雨の場合、学校、保育所、幼稚園の子供たちはどこに避難したらよろしいのですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 各幼稚園、小学校、それから中学校につきましては、災害種別ご

とに避難する場所というものが指定されております。雨災害の場合につきましては、より高いところということになりますので、施設の中にありましたら2階とか体育館の高いところというところで、学校側のほうでは避難計画を立てているという認識をしております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

さらに、今コロナ禍という、松島町も感染者が800人から900人と、このように急激に感染者が拡大している中、感染者、濃厚接触者、自宅療養者など、私たちの周りにたくさん存在します。そういう方が、万が一このような災害に遭った場合、どのように誘導、どのような場所に避難をさせるとか、マニュアルがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） コロナの関係が、感染状況が広がってきたということもありまして、町のほうでも感染症に対応した避難所の開設ガイドラインというものを作成しております。その中で、例えば陽性者の方、濃厚接触者の方が避難された場合は、各利用度、テントあたり、パーティションであったりというものを活用して受け入れるということで、施設のほうに備品を整備しているというところがございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ただ、感染者につきましては、非常に個人情報等があるので、やっぱりどこかで、窓口に絞って、そして同じ施設であってもパーティションするなり間仕切りするなり、いろいろなやり方を、ほかの県なり仙台なりの感染マニュアルを参考にしながら、やはり松島においても安全で安心して避難できるような状態にしていきたいと思います。

さらに、災害状況の中で、昨年令和3年上竹谷の弥勒堂の秋保氏より緊急一時避難新設を求める請願書が出されております。これは、吉田川の氾濫浸水を考えて、災害が発生した場合、高齢者、歩行困難者、避難勧告・避難指示に対する緊急移動が難しい状況にあり、安全で安心できる高台に、新設を請願して要望されたものだと思います。本当に今回の大雨が、ちょうどこの秋保さんが訴えた高台に避難所が必要なんじゃないかなというふうに思います。

さらに、私の居住しているところに、本年度末、町内の集会所施設の築年数、耐震基準などで、地域ごとに配置された集会所施設が廃止予定になっております。先ほどお話ししました萱倉支館も含まれます。このような事例にもあるように、避難所、集会所の在り方についても再考が必要と考えます、この点については。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 上竹谷区のほうから請願のありました避難施設につきましては、現在場所の関係であったり、その場所の阻害要因の調査であったりとか、地区のほうと話し合いを進めていくということで、話し合いを進めていくということを地区のほうに説明したのに、今回のような災害に遭ったんですけれども、その辺につきましては、今後も丁寧に地区のほうと話し合いながら進めさせていただきたいと考えております。またあと、ほかの集会施設につきましては、防災面も含めまして、各地域における現状を踏まえまして、話し合いを行いながら進めているという状況になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 2つ目の質問に移ります。

今回の災害の雨量を基準とした観測点はどこなのですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 本来観測点につきましては、気象庁が発表する雨量につきましては、地域気象観測システム、いわゆるアメダスと言われているものですが、こちらの雨量計において計測された数値を使用されているということになっております。こちらのアメダス観測所は、全国に約1,300か所ございまして、約17キロメートル間隔で設置されております。県内には24か所ほどございます。

本町は、設置基準である17キロメートルの間に位置しているということもありまして、気象庁が設置するアメダス観測所はなく、気象庁では周辺の塩釜観測所、鹿島台観測所における降水量のデータを発表しているというところになります。しかしながら、今回の災害に関しましては、本町域における局地的な大雨であるということから、いずれの観測所の降水量とも大きな差が生じております。そのため、町内での雨量を明確にするために、町が設置している松島浄化センターの雨量計の数値、こちらを町内の降雨量基準として公表をしているということになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 8月の臨時議会で被害状況をお聞きした中で、松島にアメダスがないということと、下水道浄化センターの雨量計が99.6ポイントまでしか測れないということもお聞きしておりました。気象変動、線状降水帯などの気象現状に対応できるのでしょうか。そして、避難指示をする際に判断はどのようにしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 観測システムにつきましては、いろいろ機器の性能とかございますが、判断をする際の気象情報につきましては、基本的には今気象庁のほうでは気象レーダーというものを使っておりまして、回転して反射してくる強さ、電波の強さであったりとか、幅であったりとか、そういったものから精度を上げていき、その情報によりまして気象情報ということが発表されますけれども、そちらのほうを判断基準とさせていただいて、避難情報等発令に活用させていただいているということになります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 気象庁、国の避難情報のみではなく、的確に判断する職員、職員の中に気象予報士、そして防災士の資格をお持ちの方がいらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 本町職員で、気象予報士の資格を有しているという職員はおりません。防災士の資格を有している職員は、5名おります。本町では、近年の多発化激甚化する災害に対応するために、毎年各1名の防災士を養成しまして、災害対応や自主防災組織への訓練の育成指導等に当たっているというところでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

先ほどの決算提案書の中に防災士の取得の事項がありまして、職員のスキルアップに取り組んでいるんだなということで、承知いたしました。何としても、私たちこの地球温暖化現象の中で予測できない松島を含む地域内外の気象をいち早く予測して、そして私たち松島の防災減災に専門的な知識を傾注して、住民の安心安全の確保を図っていただきたいと思います。

そして最後に、もう一つお聞きしたいんですけども、先日河北新報に大きく緊急安全確保、一足飛びの判断はという形で、紙面が、8月27日のレポート宮城に大きく掲載されておりました。蜂谷危機管理監の報告の下に的確に説明され、16日午前2時緊急安全確保発令となったという部分で、一足飛びに判断したその経緯、そして私たち住民を守るために、大雨の中、私もちょうど1時、2時に家の前を見ていました、私の前を通っている道路は川のようになって、今さら車では移動できない、そういう中で非常に危険を感じておりました。やっぱりこの地域も、垂直避難、高いところにやはり逃げ、2階があるところは2階に避難する、そういうような形で安全確保発令となったと、ここにも評価されて載っております。

しかしですね、气象台が15日の大雨の恐れがあると事前に注意を呼びかけて、そして石巻や

富谷では15日の夜までに高齢者等避難発令、避難所開設とした市町村もあります。空振りでも命を守る取組という形では、避難行動につながる情報発信が必要だったのではないのでしょうか。

そして、今朝の河北の社説のところに台風19号の岩泉の豪雨6年というところにちょうど載っていました。避難勧告も、1年余りがたって、情報をやっぱり住民に浸透させる必要性があると。やはり判断の必要性、土砂災害の危険性、そういう意味での刻々と変わる判断を、町当局が、私たち住民のために、慎重にそして安全を確保するために必要なのではないかなというふうに思います。

それでは、3つ目に移ります。大分応急工事が進んでおりますが、安全な形で復興工事は進んでいると思うのですが、どの程度進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほど15日のことが河北に載っていたということですが、7月15日のちょうど夜我々は行政区の役員懇談会をやっていたので、夜の8時ちょっと過ぎまで、私、副町長、教育長ほか担当職員、危機管理監等々が一緒にいて、今夜はこうこうこういうことで頼むなということで別れてから2時間かそこらで、ああいう雨が来たということでございますので、ご了解していただければというふうに思います。

今回の災害ではとにかく今まで経験したことがない時間雨量100ミリメートルとなって、令和元年東日本台風における時間雨量は54ミリメートルでございましたので、約2倍となる降雨が記録され、15日の午後10時から翌16時午前11時にかけての降雨量は297ミリメートルということになっております。

復旧作業につきましては、災害発生直後より幹線道路の通行止めの解消や孤立住宅の解消などの応急復旧に行ってきたところであります。

今後の本格的復旧につきましては、最終的な管理につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 初めに道路河川等の公共土木施設でございます。町単独費での復旧箇所100か所につきましては、令和5年3月末の完成を見込んでおります。補助事業での復旧箇所11か所につきましては、災害査定が10月中旬に予定であり、実際に工事ができるのは12月以降と考えておりますので、令和5年3月末の完成を見込んでおりますが、復旧箇所によっては令和5年度に繰り越す場合があります。

次に、ため池、水路等の農業用設置でございます。町単独費での災害復旧箇所47か所につきましては、同じく令和5年3月末の完成を見込んでおります。補助災害復旧箇所9か所につきましては、災害査定が10月下旬の予定でありますので、実際に工事ができるのは同じく12月以降と考えておりますので、令和5年3月末の完成を見込んでおりますけれども、復旧箇所によっては令和5年度に繰り越す場合があります。

またこれからも、被災箇所につきましては、今後出てくるということも考えられますが、それも含めまして年度内完了に努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） これから台風シーズンに入ります。二次被害など受けないように排水対策についてお聞きしたいと思います。

町民は、今回で3回目の水害を受けています。平成23年9月台風、そして令和元年台風19号、既に2度の水害に遭っており、同じ場所で同じ被害をさらに今回悪化した状態で、私たち被災をしております。安心して暮らせない、仏の顔も三度、住民は不安と怒りを募らせております。農地には先ほどお話がありました大きなため池もあります。さらに、三陸道の車道が4車線になり、その排水が山から下りてきて、田中川の氾濫、そして流域での桜渡戸、初原、反町、小森、被害の影響があると思われまます。民家の周りを雨水が激流となり、家の床上・床下流入し、被害を多く受けました。家の前の私道が川底となり、多くの砂利石、舗装していた舗装の表面を町道を塞ぎ、2日も3日も水がはけない状況でした。初原郵便局では床上浸水となり、電気系統を被災して、土曜・日曜返上、復旧せず、営業を4日間休んで、そういう事態になっております。安全で暮らせるまちづくりの防災、本当に防災ハザードマップ、見直しが必要なのではありませんか。

町内の冠水状況と被災状況が明らかになったと思います。特に、冠水した地区の二次水害の対策として、排水対策は大丈夫なのですか。町や県道の道路脇にある排水溝の蓋を見ると、草ぼうぼうグレーチングの網のところから雑草が生い茂っております。よくよく眺めてみますと、土でいっぱいです。道路の管理はどうなっているのでしょうか。愛宕駅のコンビニの前の側溝は全て土砂でいっぱいとなっております。排水できる状態にないこと、ご存じでしょうか、お聞きいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員ですね、今ずっと質問がありましたけれども、ハザードマップの見直し、それから二次水害対策、それと道路管理はどうなっているのかというようなこと

でよろしいでしょうか。（「はい、お願いします」の声あり）それではハザードマップ、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ハザードマップについては後ほど管理監のほうから答弁させますけれども。

今議員が言われた3つの大雨ですね、私全て経験しています、嫌というほど味わっているわけですが、それは別として、今回の大雨については線状降水帯ということで、松島それから大崎市が大変ひどかったということもあって、大崎の市長さんとも横の連携を取りながら、緊急要望、これを大崎は大崎として、松島は松島町として、議会のほうと一緒にあって、宮城県それから宮城県議会、なぜ県議会の先生方も大分松島に調査に入ってくられましたので、そういったこともあって県議会のほうにも併せてお願いをしたと。それから、県選出の国会議員の先生方で、与党系の先生方に全て回って、今後こういったことについての支援、これは町単独ではもうどうにもならないような予算がかかりますので、緊急な支援をお願いしたいということで、数多くの要望を申し上げております。農業関係については、町が激甚災害ということで認めていただきましたけれども、それらに関する内容等についてはこれから詰めていくということでありますので、次のこういう災害に備えて、我々も、国・県と一緒にあって、要望しながらやっていきたいと思っておりますので、議会のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ハザードマップ等については管理監から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 本町のハザードマップにつきましては、平成30年11月に更新しまして、全戸に配布を行っているというところです。6月議会でも若干申し上げましたが、現在の宮城県の津波浸水想定公表であったり、土砂災害警戒区域の基礎調査が終了したこと、さらには、第5次地震被害想定調査が、現在県において進められているということから、令和5年度においてハザードマップの更新を行う予定で、現在準備を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 二次被害対策ということでございますけれども、まず河川関係でございますが、県河川であります田中川と新川でございますけれども、こちらは今回の雨でも台風19号同様に、桜渡戸地区、初原地区、それから高城川の合流点付近で越水がありました。

また新川のほうでは、龍澤寺の前付近で越水があったということを確認しております。越水だけではなく、越水が原因で桜渡戸地区では田んぼの中に砂利が入ったり、砂利道が洗掘されたりしている状況を確認しているところです。このような状況を確認しまして、町のほうでは県管理河川ですので宮城県のほうに、現地に直接来ていただきながら、こういった方法で直していけないかと、あと同じ復旧ですとまた同じようになってしまいますので、堤防のかさ上げの要望と河川の河道掘削、そちらのほうも広い区間でやっていただきたいということをお願いしている状況でございます。

また、道路になりますけれども、道路につきましては、まず町道になりますけれども、町道の冠水するような箇所につきましては、主に高城地区でやっていたんですけれども、側溝の土砂の堆積状況は確認させていただいております、堆積土砂の状況ですね、地区からも要望があったり、あまりにも町でここは上げなきゃいけないというようなところにつきましては、土砂撤去等々を行っているところでございますが、同じく愛宕地区のファミリーマート前で県道になりますけれども、そちらのほうも町で確認をしながら、宮城県と相談して、できる限り土砂撤去を実施していただくようお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。昔はどぶさらいというと、町内の方々が進んで行っていたものですが、今はコンクリートの蓋やグレーチングという形で非常に重い、そしてけがが伴う非常に危険なものでございます。ぜひ町のほうで確認をして、年に何度か点検をしていただきながら、安全に排水ができるように、二次災害にならないような排水対策をお願いしたいと思います。

それでは最後に、4つ目の気候変動のスピードに対応した新たな水害対策（流域治水）の考え方が必要ではないですかという形で質問したいと思います。

国土交通省の令和元年東日本台風で被災した水系で緊急治水対策プロジェクトという推進に併せて、全国の河川であらゆる関係者とともに、ハード、ソフト一体となった総合的な事前防災対策、流水治水の考え方を提言しております。松島はどのような、対策を計画しているか、お知らせしていただきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 流域治水の取組につきましては、令和元年東日本台風で甚大な被害が発生した鳴瀬川水系におきましては、当町に加えまして、大崎市、大郷町、さらには国、

県、土地改良区などが参画しまして、流域治水対策プロジェクトとして、吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクトを策定し、河床掘削であったり、堤防の改修、簡易型監視カメラの設置、さらには情報連絡員、リエゾンといいますけども、そちらの早期派遣体制の整備など、こちらは全国に先駆けて取り組んできたというところがございます。その後、令和2年9月には、国の直轄河川である吉田川を含めた鳴瀬川等流域治水協議会が設立され、さらに令和3年3月には、県管理河川である高城川水系を含めた仙台湾圏域流域治水協議会が設立されました。それぞれの協議会でプロジェクトの検証を重ねまして、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、さらには被害対象を減少させるための対策など、これらの取組を流域治水プロジェクトとして公表して、各事業に取り組んでいるというところがございます。

今回の大雨に際しましても、ダムの事前放流による水位の調整や河床掘削による河川水位の抑制、早期の情報連絡員の派遣などによる緊急排水対応、さらには消防団が巡回した際には漏水箇所を発見しておりまして、国と連携した水防工法を実施するなど、取組の成果が現れてきていると思われまます。

また鳴瀬川等流域治水協議会におきましては、令和4年8月5日に吉田川流域治水部会を設置しまして、今回の大雨による災害を含め、流域での情報共有や検証などを行っており、今後も具体的かつ機動的に議論・検討を行っていくという予定にしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。松島にも流域治水の考え方で、私たち住民を守る田んぼダムだったり、公共施設の駐車場の地下貯水池だったり、そして川のかさ上げや、今までの1回、2回、3回の2回目の台風のとくに、いろいろ川の、何ていうんですか護岸工事だったりいろんなことをしたけれども、結果同じような形に、何の改善が見られなかった。そういう意味では、集団移転、本当に私たちの安全を守るために大きく断行することも必要なのではないか、そして事前防災対策をきちんとするべきじゃないかということを提言して、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） どうもご苦労さまでございました。櫻井貞子議員の一般質問が終わりました。

本日は2人の予定でございます。ちょっと若干早いんでございますが、2人目は菅野隆二議員でございますが、ここで休憩に入りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） では、14時再開といたします。14時再開といたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 一般質問を継続します。

通告の順に従いまして、質問を許します。

1 菅野隆二議員、登壇の上、質問願います。

〔1番 菅野隆二君 登壇〕

○1番（菅野隆二君） 1番菅野隆二でございます。

今回は2つの質問をさせていただきます、どうぞよろしくお願ひします。先ほど櫻井貞子議員が質問した内容ともかぶる部分はあるんですが、その辺も踏まえてご了承いただければと思います。

本日9月1日は災害についての認識を深め、これに対する心構えを準備するという防災の日でもあります。本町においても先ほどから上がっています7月15日から16日にかけての大雨によって多大なる被害が発生しました。改めて被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げるとともに、職員の皆さんにおかれましては、それぞれの持ち場での確な対応をいただいたことに感謝申し上げます。

今回のような大雨、ほかにも地震、津波、台風、洪水などの自然災害は、今後も待ったなしでやってくると予想されます。それら自然災害から町民の生命、身体、財産を守るためにも、防災対策というものをブラッシュアップしていくことが重要であり、今回の被害を今後に生かすという材料とするためにも振り返りが必要ではないかなというところを思っております。振り返りながら反省というですね、ネガティブな印象がありますが、反省というよりもよりよくしていくという観点からですね、今後の松島町の防災、地域防災に生かすための前向きな振り返りという意味を込めて伺いたいと思います。

まず1点目、今回の大雨時の対応でよかったことといいますか、これは適切だったといった部分と、あと改善がもしかしたら必要だったんじゃないかなというところがもしあれば伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回の災害におきましては、職員や消防団、それから関係団体により、

当時の状況においてできる限り最善を尽くして取り組んできたところであります。特に孤立住宅の早期解消、排水ポンプ車による緊急排水、さらにはボランティアセンターの設置などにつきましては、各方面から多くの支援をいただき対応することができました。しかしながら、気象台をはじめとして気象予測をはるかに超えた雨量で降り始めから襲われ、このような状況下での災害対応は課題として認識しており、全国各地の自治体においても、その対応の難しさが浮き彫りとなっております。今後気象台をはじめとする国や県、市町村、行政区等とも情報共有を図りながら、急激な大雨にも対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 今回のようなですね、非常時というところで、いろいろなケース・バイ・ケースというところもあるのでなかなか難しいのかなというところはもちろん分かっているんですが、災害時というところだと誰でも不安になると思います、私も今回の雨を夜中家の窓から見たときとても不安な気持ちになったんですが、その中で情報というのは被害を抑えるという点のほかに、その情報を得ることで安心感を抱くというところ、そういった役割もあるんですが、そういったところ今回に関しても町からの情報を得ることで、私も含め冷静に行動することができた、そういった方も多いのではないのかなというところがあるんですが、そこで2つ目の質問でございます。

今回情報発信していく中で、避難指示や被害状況の情報発信の方法やルールですね、あとは流れだったりというのはどうなっているのかというところを再度確認させていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議員の一連の答弁については、危機管理監から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） まず、被害状況の情報収集につきましては、通常巡回する消防団員、職員などから連絡を受けまして、関係機関に連絡を行ったり、応急的な安全確保のための対応を図るということになります。その際には、町民や事業者の方からの連絡を受けて対応する場合があります。台風時などの事前に対応を想定している場合などは、通行止め箇所など、随時情報を発信しているというところではございます。また、津波災害や、今回のような急激な大雨のように、緊急的な対応が必要な場合には、現場対応を優先し、その後災害対策本部会議を経て、被害状況の確認や情報の発信を行う場合もあります。

情報の発信につきましては、気象情報等に基づきまして、レベルに応じた避難情報を発信することにしておりまして、その手法は、防災行政無線や緊急速報メールに加えまして、登録制のメール、安全安心メールといわれるものですね、であったり、各種SNS等により行っております。

流れにつきましては、台風などの事前に影響があることが想定される場合においては、災害対策本部会議において、避難情報を出す日時や内容について協議して、発信するということになりますが、津波災害であったり急激な大雨の場合は、リードタイムいわゆる準備する時間がないということがありますことから、本部会議を踏まないで、本部長、副部長と関係所管において協議して、対応を図ることがあるということになります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私も今回SNSだったりメールで発信していただいた情報を受け取ってきたんですが、もちろん防災無線なんかも耳にするというところもあったんですが、雨の中でちょっと聞き取りづらかったなというところもありつつもですね、今言った以外のところ、例えばSNSなんかの話なんかすると、見ていない方もいらっしゃるところが議題に上がったりはするんですが、そういったSNS、あと防災無線を使ってる中で、どうしても届かないというか、住民の方もいらっしゃると思うんですがそういったところには、例えば、全部が全部届けるというのはなかなか難しいとは思いますが、何か別な施策でこうやって届けようとしているとかそういったものがあれば教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 基本的には、防災行政無線であれば、難聴区域の方に対しては戸別受信機の無償貸与を進めておりましたし、登録制の安全安心メール、こちらにつきましては防災行政無線と同じ内容のものを発信しておりますので、広く、約今2,600名の方が登録していただいているのですが、そういったものを各防災訓練等を通しまして、登録の普及に努めているというところなんです。また、Lアラートといまして、宮城県の総合防災情報システムを使いまして、そちらで情報を登録するとテレビのデータ放送ですね、そちらのほうで発信されているものがございますのでそちらのほうも活用させていただいているところがございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） そういった中でいろんなツールを使って情報を発信していただいている

ということだったんですが、その各発信ツールの運用者というのは統一されているのか、それとも様々な各担当課で担当しているのかというところがもし分かればお教えいただきたいんですが。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 防災行政無線であったり、安全安心メールにつきましては、総務課が所管して行っております。また、防災ツイッターにつきましては、防災に特化した情報発信しているということもありまして、そのほか環境防災班のほうもふだんは活用させていただいておりますが、災害時におきましては、災害対策本部の中での役割分担となりますので、そちらのSNS等につきましては、企画調整課のほうに一手に引き受けていただいて情報発信を行うということにしております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

企画調整課のほうでそういった災害だったりとか起きた場合にはもう一括で集約して情報の発信をしていただいているということによろしかったでしょうか。

今回私もSNSで情報を受け取ったというところだったんですがやっぱり、いろいろとツイッターだったりフェイスブックだったりLINEだったり、もちろんメールもなんですが、やっぱりそのタイミングが若干致し方ないところであるとは思いますが、タイムラグというところもあったりとかですね、ちょっと感じたもので、そういったものを一括で経緯を集約して時間の短縮していただければと思ったところでの質問でございました。

なので、運用方法としてはこれはご提案なんですけれども、どこか1つの特設サイトだったりとかに情報をまとめて、そこで一括で更新していくことによってほかのSNSでは、このサイトを見てくださいというところの情報だけを発信していけばいいのかなというところがあってですね。そうすることでどんどんどんどんリアルタイムというところで補充されていくのかなというところではあるんですが。その特設サイト、松島町のホームページのトップページでは、ある程度情報が載っていたのは拝見したんですが、そういったものを、災害が起きた際に特設サイト、特設ページを開設するという計画は今のところはあるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 災害防災関連の情報発信につきましては、当課のほうで一元的に発信させてもらっています。ホームページ上におきまして、災害発生時にはこちら関連情報特化したようなページも瞬時に開くことが可能とはなっておりますが、まずはSN

Sで拡散性を、今回の災害に関しましては、広く住民町民の方に知らせるということで、拡散性を重視しておりますので、様々なSNSのほう活用させてもらっています。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私のほうも情報拡散してというところではやらさしてもらったんですが、ウェブを見れない方だったりとか、例えば避難所のほうに足を運んだときにですね、その情報だったりとか、例えば近所の高齢の方に今どういう状況だというときにそのスマートフォンの画面を見せるわけもいかないし、口頭で説明してもちゃんと伝わるかなというところもあったんですが、その中でそのサイト上で、PDFでそういった情報をすぐプリントアウトできるようなものをアップしていただければ、それを随時プリントアウトしてお渡しすることもできたりとか、例えばファクスだけしか持っていない高齢者の方でも、例えば遠くに住んでいらっしゃる息子さん娘さんがプリントアウトしてファクスで送るとかという方法もできるのかなと思ったので、そういった、極力情報を全ての方に届けようとする、可能性を上げるという必要があるので、そういった形でPDFの紙でプリントアウトできるようなものを更新していただくとかそういったもののご検討というのはいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 災害情報の発信に関しましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりに、全ての方がホームページを見れる状況下には現在整っていないのかなと、特に高齢者におきましても、なかなかウェブページを見てくださいとお話ししても、なかなか見えにくいところもございます。申し上げにくいんですけども、明日の質問にも関連してまいります。現在町ではテレビを活用したものに既に取り組んでいるところでございまして、こちらのほうの活用に向けて今頑張っているところでございます。

以上です。

○1番（菅野隆二君） では、あした楽しみにしております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 今の話にもちょっと通ずるところではあるんですが、これはちょっと防災というところとちょっとずれるかもしれないんですが、松島町の公式各SNSというものがあると思うんですが、そういった運用方針の設定だったりとかそれぞれのアカウントで設定したりしていなかったりというところはあるんですが、そういったものをどうやってルール決めというかですね設定というところをしているのか、お伺いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 町の公式SNSにつきましてはツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、LINE 5種類となりますけれども、運用方針については、それぞれ各サービスごとに定めているというところになっております。ただ防災面に関しましては、災害時に活用することとしているものには、拡散性が高く情報発信が容易なツイッターとフェイスブック、LINEの3種類ということにしておりまして、インスタグラムは画像、ユーチューブは動画を基本としておりますことから、基本的には町のPR広報用として活用しており、災害時は利用していないということになっております。

また先ほどお話ありましたが、防災行政無線と各種SNSの連携につきましては、現在そういった運用を図っている自治体も増えているということもございまして、防災行政無線、現在操作卓の改修に取り組んでおりますけれども、それも併せて防災面における運用の在り方については、現在作業中ということになっております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

その当時というか、7月15、16日のときの私もいろいろSNS、町の公式SNSを拝見させてもらいながら情報をいただいていたという形ではあるんですが、防災ツイッターのほうなんですが、私が見た限り防災ツイッターだけ、運用方針というのはもちろん定めていないのかなというところではあったんですが、理由はもちろん分かったんですが、今回その中でいろいろコメントが多分ですね2件ほど入っていらっしやっていたんですね、そこに関しても、例えば誹謗中傷とかであればもちろんコメント返したりとかという必要はないとは思いますが、今から松島に行くんですけれどもどんな状況ですかというところのコメントと、あともう一つは、通行止めの箇所どうなっていますかというような質問がですね、一般ユーザーの方から上がっていたんですが、それに何も返信だったりとか対応というところで反応ができていないとなると、例えば運用方針だったりとかの中に、個別の返答はしませんというほかのSNSだったら多分そういった形になっているんですが、概要のところでもいいですし、そういった明記がない中でこうなってしまうと、もしかしたらですけれども、あれ無視されたと思ってしまってせっかくよかれと思って情報発信しているのに逆に、マイナスに受け止められる可能性もあるのかなと思ったんですが、その辺に関してはどうお思いでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 恐らく運営方針はホームページ上で公表されていないということ

もありますので、今後公表していきたいというふうに考えております。ただ、現在ある運用方針の中ではやはり個別に回答はしないということで位置づけをしておりますので、改めてその辺につきましても、公表していきながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、運用方針に設定しなくても個別の返信できませんとどこかに書いていただければ、そういった勘違いも防げるのかなと思ったところでございます。

あとはですね、情報の発信というところで今ご質問させていただいたんですが今度、被害状況の集約だったりとか情報受付というところで、思ったところがありますので、そこで4つ目の質問なんですが、早急な被害状況の把握と業務効率化を目的として電話以外での受付窓口を設置してみたいかなと思いました。住民の方々から被害状況の情報提供がもちろん入るとは思うんですが、現在の受付方法だったり、受付窓口というところも併せて教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 現在、受付窓口については電話がありましたら総務課長のほうで一括で受付しているという状況になっております。また情報の集約につきましても、総務課環境防災班のほうで、電話であったり被害状況であったり、そういったものについては連絡を受けて集約しているというような状況で運用しております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 基本的には電話だったり直接窓口に来ていただいたという、大きく見て2つの方法というところでお間違いないでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 基本的にはそうなりますが、中にはメールで連絡いただいたりするという件も数件ございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 先ほどもお話ししました今回のような非常事態となるとですね、いろんなことが次から次と巻き起こってくるという状況ですので、職員の皆さんも優先順位をつけてどうやって対応していくかということが重要になってくると思うんですが、その中で電話が突然来てそれにも対応しなきゃいけないとかというような状況が発生すると、どちらにもメリットというかですね、対応する職員の皆さんもそうですし、例えば電話で報告した方

もしかしたら電話がなかなかつながらなくてこちらは雨大変なのはどうなっているんだと、もしかしたらお怒りになる方もいらっしゃるかもしれないですし、もしかして逆に焦り過ぎて電話だとうまく伝えられないとかという方もいらっしゃるのかなというところで、思いました。そういった点からもですね、SNSだったりウェブを活用した受付窓口を設置すること、いろんなことがスムーズに進むんじゃないかなと思っている中でですね、ちょうど先日塩竈市で災害ポストというものの運用を始めたというところのニュースを拝見しまして、これいいなと思ったんですが、こういった形で松島でも検討してみるというのはいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） お話のありましたSNSを活用した被害状況の把握等につきましては、現在検討は行っているというところでございます。既存でも災害アプリ等において、投稿して被害状況等を発信するような試みは行われておりまして、先ほど議員おっしゃったとおり、塩竈市では県内初となる災害情報ポストに取り組んでいるということが公表されております。本町におきましても、先ほど申し上げました防災行政無線の改修と併せまして、現在SNSとの連携に取り組んでいるという状況でございますが、その附帯するサービスとして取り組めるものはないのかということで現在調査を行っておりまして、それと併せて、先ほど申し上げましたテレビのデータ放送などを活用した情報発信、こちらについても検討を行っているというようところでございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

テレビのデータ放送についてはあしたお話しされるということなのであまり聞けないんですが、塩竈で運用する災害ポストではホームページの投稿フォームをつくって活用するという形だったんですが、私もいろいろと見ていると、SNSを活用したほうが位置情報だったりとか、画像を撮って送ったときにその画像にこの場所ですよというものも張りつけられるので、正確な状況把握というところであれば、役立つのかなというところがありました。なのでぜひ、今検討中というところでしたので、ぜひ併せてそういった、こういった形でやるのかということもぜひ検討していただければと思います。

自然災害から町民の命を守るために今後も引き続き災害対策に注力していただけることをお願いして、私の1つ目の質問は終わらせていただきます。

では続いて、2つ目の質問になります。

自治体DX、デジタル化推進が叫ばれる中、松島町の施政方針へも「人に優しいデジタル化」を推奨していくと明記されております。昨今ですね、誰1人取り残さないデジタル化という言葉を目にするのが多くなったわけですが、施政方針の中にある人に優しいデジタル化という言葉とですね、この誰1人取り残さないデジタル化、この2つ、この同意味は自治体にとって重要なワードだと思います。

その中で昨年12月に「松島町デジタル・トランスフォーメーション推進本部」を立ち上げ、推進の取組を行っているところだとは思いますが、このDXというものはスピードが命であると言われております。今の常識がもしかしたら10年後は非常識かもしれないという大変速いスピードの中で、こういった状況の中で、どうやって推進をしているのかといった部分とですね、推進するために具体的にこういった取組をやっていますよというものがあれば、教えていただきたいと思っております。

また、町全体としてこのDXを推進するためには、幼少の頃からデジタルだとかインターネットに慣れ親しんだ世代、いわゆる「デジタルネイティブ」と呼ばれる世代にも積極的に参加してもらうことが必要ではないかと私は考えております。デジタル・トランスフォーメーション、トランスフォーメーション直訳すると変革だったり、いろんな形で訳されるわけですが本当の変革を求めるのであれば、今までの世代とは全く違う世代の視点・発想が必要になってくるということは間違いないのかなと思っております。同時にデジタルネイティブ世代と言われる若者たちに参加してもらうことで、10年後20年後を担う若い世代に早い段階から、この松島のまちづくりに興味を持ってもらえるというメリットも生み出せるのではないのかなというところで思っております。

今全国的にDX推進の課題となっているのがデジタル人材の確保・育成というところが、この自治体でもあるんですが、そういったところもこの町内から確保・育成をできるのではないのかなと。そういった部分からもDX推進は重要なミッションであり、推進がうまくいかなかった場合には松島町が全国に取り残されるという危機感も持っております、そうならないための提案という部分も含めて次の点について伺いたいと思っております。

まず、1つ目です。推進基本方針策定の進捗も含めた「松島町デジタル・トランスフォーメーション推進本部」の現在の状況を教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） デジタル・トランスフォーメーションについての質問に答弁していきたいと思っております。

現在企画調整課を中心に、松島町DX推進本部及び推進検討委員会で検討を重ねており、町としてもスピード感を持って取り組んでいるところでございます。最初の技術や設備をただ導入するだけでなく、デジタル技術を業務に生かした取組なども検討しておりますが、国の支援や町の財政状況を見定めながら、国が策定した推進計画との整合性を図り、令和7年度までにDX施策の基盤整備としてこれらの実現に向けて取り組んでまいります。

なお詳細については担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 推進本部につきましては、副町長を本部長、各課課長を本部長員としまして、町のデジタル・トランスフォーメーション策の検討に係る自主決定機関と位置づけております。

その下部組織としまして、部署の枠組みにとらわれず、このデジタル・トランスフォーメーションの取組に直接関わりたいという意欲ある若手職員を募集しまして、その中から10名の若い職員がぜひ取組に参加したいということで、こちらで構成されました推進検討委員会を設置し、町が取り組むべきDXの内容について検討をしているところでございます。

先ほどから話出ておりますが、昨年12月1日の発足以来、これまで本部会議を4回開催し、推進検討委員会につきましては、基本方針の策定に基づきながら議論をしてまいりました。また、検討委員会はこれまで5回開催しておりますが、さらにその若手職員が3つのグループに分かれて作業部会のほうを設立しております。実際に踏み込んだ内容の検討を行っておりまして、行政手続のオンライン化ですとか、マイナンバーカードの普及促進、デジタル活用支援など、様々な細分化したメニューについて、現在詳細を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 庁内でいろいろと推進が進んでるところではあったんですが、町民に向けてだったりとか、そういった住民の方に向けての推進だったりとか、周知というところに関してはどうなっているかお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず現在の検討の内容につきまして、9月末をもちまして中間報告ということで、検討委員会から本部のほうに提案書を出したいと思っております。それを踏まえて、今後町が取り組んでいく、DXに向かっていく内容を、どんどんスキルアップ

していきたい、ブラッシュアップしてまいりたいと考えてございます。また庁外に向けましては、デジタル活用支援員の制度を、今回総務省のほうから7月19日に、民間企業でござい
ますが認可を受けまして、デジタル活用支援の推進事業ということで、デジタルデバイド対
策、これはもう9月から、今月から取り組んでまいります。本日、全世帯に配布されますこ
ちらの広報まつしまにおきまして、そういった、まず初めはマイナンバーカードの取得につ
いてスマホを使ってやってみましょうということの取組を、今月からスタートしてまいりた
いと思います。この支援制度の取組につきましては、今年度民間の活力を活用しながら、25
回開催してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 民間の力というのは推進検討委員会とかにも職員以外の方を入れていく
という考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 町の行政に関わるDX推進に関しましては、町の職員で構成
されたメンバーで検討してまいりたいと思います。町民に向けては民間の力を活用しながら、
様々な講習会等を開催してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 町内のほうには民間を巻き込んでというところだったんですが、今予定
段階でもいいんですが、例えばこんなことをやりますとかというものがもしあれば教えてい
ただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） デジタル活用支援制度を使いまして今回まず9月に行うのは、
9月30日までマイナンバーカードの登録、こちらは国で推進しておりますので、スマホ・タ
ブレットを使ったマイナンバーカードの申請の取組について講習会を開催してまいりたいと
思います。

その後どんどん中身を変えまして、スマホもしくはタブレットを活用して、こんなことでき
るよあんなことできるよ、動画が作れるよとか、編集できるよと、そういったところまで持つ
ていければなという理想はあります。それにつきましては今後の講習会の開催の状況に応じ
て検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） まずはマイナンバーということで、マイナンバーの導入率というのか何ていうかちょっと分からないんですが、松島町内のマイナンバーカードを持っている方というのはどれくらいの割合なのか、それが全国だったりとか宮城県のほか市町村と比べてどれくらいなのかと、もし分かるようであれば教えていただきたいです。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） すみません、ちょっと今その数値的なものを持ち合わせておりませんでした、申し訳ないです。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） では、あと高齢者に向けてという形で、今マイナンバーの高齢者の方に推進するという割合が高いのかなというところあると思うんですが、高齢者の方に推進、DXをしていくと皆さんが楽になりますよとかというような周知だったりとか、そういったものというのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） すみません、まず最初に、マイナンバーの交付率、町の人口に対する交付率としましては42.45%ということでございます。

町の高齢者の方に向けてのDXについては、先月まで開催しておりました行政懇談会におきまして、町のDXの取組について、全行政区についてお話しさせてもらっています。そのDXの中身につきまして、オンライン申請であったりとか、マイナンバーカードの有効活用の話とかそういったものを行政懇談会の中で説明させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。マイナンバーの交付率、これは全国だったりとか近隣市町村と比べると、42.45%というのはどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 6月末時点の数値になりますが、全人口に対する交付率としましては45%でございますので、若干下回ってはおりますが、これを今後、様々な講習会等を活用しながら引き上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。

デジタルにあまり触れ合うことのない高齢者の方、先ほど課長もお話ししましたがけれどもオンライン申請とかそういったものが進むと、実はDX推進をしていくことで恩恵受けるのは高齢者の方のほうが受けるというところではと言われております、その辺を理解していただきながら、誰1人取り残さないというような形で推進していただければと思います。

またですね、デジタルの活用方法だったりとかいろいろな方法があります。うまく活用することで地方でも勝負ができるというか、言葉が違ってもいいんですが、仕事だったり雇用を生み出すことができるということが出来ます。それは今松島町で問題になっている人口が少なくても、高齢者率が高くても関係ない、うまく活用することで、地方でもしっかりと雇用を生み出せるというところがあります。

その中で2つ目で、ちょっとご提案も含めてなんですが、現在いろいろなところで目や耳にするメタバースというものなんですが、こちら観光・教育・防災など様々な場面で注目されているメタバースを活用した地域活性化というものを検討してみてもいいかなと思っただんですが、その辺ももし考えがあればお教えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まずDXの取組についてですね、これは国の施策でもあるので、国から県を介して自治体に人の派遣だったり、予算の増額だったり、しっかりやるようにということで、これは町村会のテーマとして要望活動やっておりますので、県下でどこの町が遅れているとか、そういったことのないように、まずはしたいということで今始まっていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからこのコロナ禍にあって、国内の急激利用者が拡大しているメタバース、いわゆる仮想空間につきましては、個人のみならず民間企業等が参画し、主に集会やイベントによる交流の場になっていると承知しております。当町におきましては、その有効性と自治体としての活用方法を、費用対効果も含めて総合的に判断していく必要があると考えております。

詳細については、担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） メタバースにつきましては、1990年代に用語が生まれて以来、その要素を備えましたサービス、数多く世に出てきております。近年ではミュージシャンのコンサートやスポーツのパブリックビューイング、イベント等が仮想空間の中で開催されて

おります。自治体に関わる事例では、渋谷区が公認しまして複数の事業者が立ち上げましたバーチャル渋谷、ハロウィン時期になりますと渋谷のスクランブル交差点の状況にバーチャル空間が生まれまして、そこに参画しようというところで活動があります。

このような新しい技術の活用によりまして、活用のハードルが下がってきたため、日本全国様々な事例が増えております。全世代を通して見ますと、その認知度、利用者数、なかなかまだ限定的である状況かなというところで捉えております。3Dの仮想空間を活用し、町の魅力を世に伝えるツールとしては非常に魅力のあるものと考えております。しかしながら費用や技術的に町単独事業で取り組むのは難しい面もございますので、地域活性化策の選択肢の1つとしまして、今後も注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。ぜひ検討して活用していただければ、いろんなビジネスチャンスも含めてあるのかなと思っております。

最近いろんなところでこのメタバースという言葉聞くんですが、最近でも先週ぐらいまでフジテレビで行われていたイベントですと、リアルとバーチャルを組み合わせたイベントを開催し1か月間で140万人集客したというところもありまして、先ほど課長のほうでもお話あったライブだったりとかというところで聞くと、エンターテインメントの活用が多いのかなと思われがちですが、実は防災や教育の分野でもかなり今活用されておまして、先ほど言った渋谷、バーチャル渋谷というところで活用しているというところもあったんですが。

例えば防災でいうと住民がその仮想空間に集まって、心肺蘇生やAEDの訓練なども気軽に受けられるという、メタバースを活用した足立区の事例もなんかもあったりします。

あと海外ではメタバース上にもう大使館を構えているという国もあったりします。

特にあと教育ではですね、メタバースを活用したゲームでマイクラフトというゲームがあるんですが、使った問題解決型の授業で、京都の小学校の先生が、教育分野のノーベル賞と言われるグローバルティーチャー賞のトップ10に選出されたというところで何年前かにニュースになっていたりもしたんですが。そのグローバルティーチャー賞というものの受賞理由の中に、再現性の高いもの、どこの小学校だってどこの学校でも再現できるような授業の内容であるというところがあるんですが、再現するための条件というところがですね、ほかの地域に比べても圧倒的に松島が当てはまっていたんですね。授業の内容を簡単に説明すると、地元の観光名所をマイクラフトという仮想空間の中で小学生たちがつくり、それを海

外交流をしている海外の小学生に紹介をするという、紹介するときは英語を使うというのはもちろんなんですが、その授業中に、自分の観光名所をつくる時作業するときも英語にしてくださいというルールでやりました。そうすることで英語を話すときに恥ずかしがっていた生徒も、もう早くつくりたいからどんどん英語をしゃべると、自発的に、先生これ何て言うの、英語で何て言うのというのを覚えて、それを使って授業を進めていくというところで、そういったところでグローバルティーチャー賞というものに選出された。なので身近に世界的な観光地があって、英語教育に力入れていると、観光と英語教育を組み合わせた活用となったので、これ松島にぴったりだなというところで今日もいろいろとお話の中であった英語ガイドだったりとか、そういったもの、英語ガイドをもし今コロナでなかなか実際に活動ができないとなったとしても、そのメタバースそのマインクラフトの中で観光ガイドするというところ、実際に海外交流をして相手の小学生と話をし、相手の観光地も相手の小学生が英語で話してくれるというところ、そういった活用ができるのかなと思うんですが、そういったマインクラフトという教育版というものにリリースされていると思うんですが、そういったものの導入というものについてはいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、メタバースに関しまして国の動きとしましては、内閣府におきまして8月発表されましたが、地方創生SDGs官民連携プラットフォームという中に、メタバース分科会というのが初めて内閣府に創設されました。これはいわゆるメタバースネイティブ、テレビの言葉で申し上げればZ世代という方々を様々招いて、メタバースを活用し、観光、今お話しになった教育、そういった分野に生かし切れないかということをして国が動き始めました。

それを踏まえまして町のほうでも、町の中で文化や伝統、そういったものをこの町で松島で味わえるメタバースを活用した事例がないかということは、課内では議論は行っているところでございます。それらの活用について、今後いろいろ様々国の動きを注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

メタバースの中に松島の観光名所があって、それを町の小学生たちがつくって、それを英語で全世界の人にガイドで話しているなんていうのを見られたら、とても何かわくわくするな

と思うんですが、メタバースとかバーチャルといってもなかなかイメージできない、もちろん我々世代もなんです。我々の親世代もそうでしょうけれどもなかなかイメージできないんですね。ただそれを先ほど言ったZ世代だったり、デジタルネイティブと呼ばれる世代はですね、自然と生活の一部でメタバースと触れ合っている、もしかしたらその本人たちはメタバースでないと思っているんですが、実際それメタバースだよという、ほぼその人たちが知っている。それが先ほど言ったマイクラフトというゲームだったりとか、あつ森と呼ばれるあつまれどうぶつの森というゲームだったり、あとは今フォートナイト、エーベックスレジェンズなどのゲーム、中・高生、もちろんもうちょっと上の世代、もちろん我々世代もです。もっと上の方もいらっしゃるんですがゲームというところで、それがメタバースだよという、ほぼみんなが、そうなんだというところで、それを例えば教育に生かすということであれば子供たちの積極性というところも変わってくるのかなと思います。なのでそういったネイティブな人たち、町の活性化であったりとか先ほど言ったDXだったりとかメタバースの活用方法を考えてもらおうとですね、多分我々がもう思いつかないようないいアイデアというのがどんどん生まれてくると思うんですね。

全国的にもDX推進のために人材が不足しているという問題が多々あるんですが、それは例えば外部から国から県からというところもあるとは思いますが、実際にデジタル人材というのはその知識だったりプログラミングができるかというのはいあまり重要視されていなくて、実際包括的にそのデジタルの技術こういうこと例えばゲームの世界でどうやって町を盛り上げるというのを包括的に考えられるような、そういったのが本当のデジタル人材、そういったことが大切だと言われております。だからといってですねデジタルネイティブ世代に活用方法を考えてくださいと言っても、はい考えますとはならないとは思っているので、その世代が自発的に、まちづくりだったりとか、DX推進というところに自発的に参加したくなる土台づくり、入り口としてこんないかがでしょうかということで3つ目の質問でございます。

DX推進への参加意欲の向上や関係人口の増加も見込めるeスポーツイベント、それを観光やコミュニティ形成などを組み合わせた形で開催してみたいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 3問目のことでありますけれども、行政の分野をはじめとして、まちづくりの検討の場においても、若い世代の視点・発想を取り入れることは有効な手段であると捉えており、庁舎内におけるDX推進検討につきましても、職員自らが関わりたいと集まり

構成されているものであります。この行政の分野から町に住まう若い世代の町民への枠組みを広げていきまして、様々な意見をお聞きしながら、eスポーツイベントの活用等についても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます、検討していただけるということで。

現在eスポーツイベントというと、eスポーツというとイメージ的にゲームというところもありまして、ゲーム依存症なんていう言葉も今問題だったりしますので、ゲーム使ってもどうなんだというご意見があるのは承知していますが、何事もやり過ぎがよくないというところ、単純なところでごさいます、勉強だってやり過ぎたらよくないかもしれないですし、筋トレだってやり過ぎたら逆にけがするよというところもありますから、そういったところはですねまたちょっと横に置いていただきまして。

このeスポーツイベントというものを集客コンテンツとして実施する自治体というのは物すごく増えてきました。私は先日山形県の東根市のほうに視察にちょっと行かしていただいて、温泉宿でeスポーツイベントを開催していたんですね。そこに約400の方が集まっていて、数時間の間です、そこではeスポーツのイベントもやっていたけれども、地域の方がやっているマルシェだったりとか同時開催していてすごいいい雰囲気でした。子供たちはeスポーツを体験会でやってですね、そこで一緒に参加した人にはチケットあげるよというのでそのマルシェで使えたりとか、そうするとお母さんと一緒に行った、お母さんもマルシェがあるので、ずっと楽しんでいられるというところもあって物すごいいい雰囲気だったなというところであったんですが、そこも、その中でお話聞いたコロナでやっぱり東根というところも、かなり温泉街も打撃を受けていたというところなんです、その打開策として開催したら思ったよりも人が増えた。あと動画配信も同時にしたことで、かなり東根温泉というものを知ってくれたというところで、今大会をやったりして一緒に宿泊プランもセットで販売していたりとかというところで活用していました。宿泊施設の利用というところでは松島でも何かできるんじゃないかなというところもありまして、いろいろとお話を聞いていくとインターネットを基本的には活用しているので、例えば松島と東根の対抗戦イベントというところをやったりとかというのも容易にできるというところでもあります。そうすると東根に集まったお客さんと例えば松島に集まったお客さん、双方にお互いの地域のプロモーション、PRできるというところもメリットが出てくるというところもあって、これは雑談ベースではあったんですが、あちらの運営委員会の方とお話をしている、松島と東根対抗戦や

りましょうか、中学生対抗でやりましょうか、勝ったほうにはお互いの宿泊地の宿泊券出しまして、そこで来てもらって実際に顔合わせてどうですか、再戦しましょうかみたいな話もあって、そういったのを面白いなと思ってですね。例えばその予選をやるという形で、松島の代表を決めるために予選をしますよとかという形にやったとしても、予算が複数回やってもあまり変わらないというところのメリットもあって、様々な実施されている、いろんな地域でですね、七ヶ浜だったりもやっていたりはしますね、登米のほうでもやっていたりとか、気仙沼でやっていたりとかというところもあるんですが、だからこそほかの地域で実施されているからこそコラボレーションというところも容易な今のタイミングでチャレンジしてみてもはと思うんですが、そういったもののイベントだったりとか、そういった松島町内でのイベント開催だったりとかそういった企画というのはご検討はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほど答弁しましたけれども、イベントであればね、いろんな様々な方面からいろんな考えが出てきて、どうなんだろうかというそういう目的に向かって合えばそういうことが可能だというふうに思います。ただ学校関係の子供たちに関すれば、これはなかなかやっぱりeスポーツ取り入れるのは、私教育長じゃないので分かりませんが、難しいのではないかなというふうに思います。なぜかというやっぱりゲーム世代ということで、ゲーム離れをやっぱり推奨してきている中で、今度eスポーツだからということで、はたから見ると同じような動作をされていると、親はeスポーツなんだかゲームなんだか分からなくなる。そうなってくると、どちらにしても熱中し過ぎると、先ほど議員も言われたけれども、あまりよろしくないのではないかなと。ただこれ、教育分野じゃないから、後で教育長からも答弁していただきますけども。観光的なイベントとかですね、行政的なことの中でのくくりの中での活用というのは、今後検討していきたいと思っておりますけれども、子供たちに関しては再度教育長のほうから答弁を。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） メタバースとeスポーツ、メタバースのときにも子供たちのことのほうに振られるのかなと思ったら、地域活性化ということで、学校教育と地域活性化はちょっと違うなということで手は挙げませんでした。今町長から振られましたので。

メタバースというのは私も知っていて、あれは知っていましたが、あつまれどうぶつの森。ただもう一つお話ししたやつは分かりませんでした。もし、お金の面で、そこがまずクリアできたとするならば、メタバースは、子供たちにとって行けない世界に行けますので、これ

はいいことだなと。特に、障害を持ったお子さんが、例えばどこかの水族館に行きたいと言ったときに行けないわけですよ。そういう面では私は非常にツールとして、1人、2人かもしれないですけども、大切な要素なのかなと思います。

それからeスポーツのほうに移ると、デジタル教科書が24年からスタートするというので、英語と算数を国で配布する予定だったんだけど、英語だけにした。なぜ英語だけにしたかという、健康面で心配だということでした、1つ、たくさんの要素はある中で。ですから、eスポーツもよくよく考えていかないと、健康面で一体どうなるのかと。どこかの市町村とやり合うといたらもうこれは必死ですよ。この前河北の新聞にも出ていました、一生懸命練習したんだけど、準優勝でしたという男の子のコメントが載っていました。どのぐらい一生懸命練習したんだか分かりませんが、そういうところでやっていくのも時代の流れではこれは、Z世代と言われる人たちにとっては、そういう時代になっていくんだろうと。ただですね、やっぱり、よく言うんですけども先生方に、ひよこをそっと抱き上げる感覚とかですね、ウシガエルをつかんだときのぬるっという感覚は絶対子供たちから奪ってはいけないのではないかと私思っているんです。ですから、幾らこういうメタバースとかデジタルな世界に入ったとしても、それだけはやっぱりきちんとどこかで、学校教育の中で義務教育という中でですね、体験させていかなくちやなんないんじゃないかなと思っております。そして今あるところは、eスポーツはうちの教育委員会では推奨するという気持ちはあまり持っておりません。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

泥遊びだったりカエルをつかんだりというのは私も大賛成ですね、私も育ってきたところがそういった地区ですので、そういった泥のついた手でゲームをやるのが一番いいのかなと思ったりはするんですが。

eスポーツが子供たちのためだけでいいというわけではなくて、もう1個だけ、お考えはもちろん分かったんですが、ご説明させていただくと、先ほども過疎地域持続的発展計画の中にもあったんですが、フレイル予防ですかね、そういったところでもeスポーツを高齢者を元気にする、フレイル予防に活用されているというのも物すごく今ほかの自治体ではあります。富山県ではeスポーツ介護予防促進事業というものをスタートさせていますし、熊本県の美里町では認知症予防や世代間交流を図るeスポーツでいい里づくり事業というものを行

っていたりします。仙台市でもこの間 d o c o m o さんかどこかやったというニュースは拝見したんですが。なのでゲームをさせるというわけじゃなくツールの1つとしてコミュニケーション、世代間交流をさせたりとかというところではあるので、今私のほうでも、今町で大きな課題となっている移住・定住に対して松島の空き家を有効活用しながら人口減少対策につながるようなアイデアというか今形を作ってる最中でございます。実際それを、こっこのほうでやってみて、どういうふうになるか分からないんですが、そういったのを活用できればなと思います。

今までいろんなお話をさせていただいて、D X だったりとかいうところはあるんですが、最終的に今D X 推進というものを掲げている中で、最初掲げたときと進捗具合、この町としては、町長の感覚としてはどれくらい進んだのかなとかというのがあれば教えていただければと思うんですが。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 県内の自治体全て調べているわけではありませんけれども、富谷の研修センターで、昨年11月かな私ちょっと1時間ばかりお話ししてくれと言われて、町のD X の取組をお話し申し上げたところ、多分県内では早いほうで立ち上がったのではないかなと。そして、我々が一番うれしかったのは、まず私たちがやってみるといふ方々が集まったということで、これは課を超えて集まっていただいて、時間外で、主にこちらの会議室とか、そういったところで集まっているいろいろ研さんをされてきたということでもありますので、そういったものが今月ご報告されるか、逆を言うと楽しみにしているということでもありますし、逆にそういったところから出てきたものについては、さらに上へ押し上げていくというか、形にしていくというか、そういった方向で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

先ほどもお話あったんですが、ほかの市町村とも足並みをそろえてというところもありつつ、今先頭走っているというところではあったんですが、ファーストペンギンという言葉が朝ドラ何年か前の朝ドラで言われて、ちょっと耳にした言葉なんですが、ペンギンたちというのは、餌の魚をとるために海に入るときに集団性が強いので、群れの中の誰か1匹が飛び込まないと、それまではずっとみんな氷の上でとどまっていると、誰か1羽でも飛び込むと後に続けとばかり次々と海に入っていくというところでございます。そこにはもしかしたら恐ろしい天敵だったりとかリスクがあるかもしれないんですけれども、命の危機を顧みず真っ先

に飛び込んだペンギンは身をもってその海が安全であると仲間に示す一方、誰よりも確実におなかいっぱいお魚を食べられると、そういったチャンスを得るわけですね、そんな自分を信じてリスクを取ってチャンスをつかむ、この勇敢な最初の1羽に敬意を込めてファーストペンギンと呼ばれるわけなんです。全国的にDXで試行錯誤してる中で、我が松島町がファーストペンギン、DXの中でファーストペンギンになることを期待して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ご苦労さまでした。

1 番菅野隆二議員の質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中でございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は、明日2日に延会をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、9月2日午前10時でございます。皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後 2時57分 散 会